経済産業省

中小企業庁

-経営承継円滑化法-

【個人版事業承継税制の前提となる経営承継円滑化法の認定申請マニュアル】

令和７年７月改訂版

相続税・贈与税に関する取扱い等につきましては、国税庁HP・税務署等でご確認ください。

目　次

第１章　事業承継税制の概要　2

第２章　都道府県知事の認定について

第１節　都道府県知事の認定（第一種贈与）　１１
- 第一種贈与認定申請　１２
- 第一種贈与添付書類　１９

第２節　都道府県知事の認定（第一種相続）　２５
- 第一種相続認定申請　２６
- 第一種相続添付書類　３２

第３節　都道府県知事の認定（第二種贈与）　３８
- 第二種贈与認定申請　３９
- 第二種贈与添付書類　４４

第４節　都道府県知事の認定（第二種相続）　４７
- 第二種相続認定申請　４８
- 第二種相続添付書類　５３

第５節　都道府県知事の認定（贈与同年相続）　５６

第６節　都道府県知事の認定（認定前に死亡）　５７

第３章　都道府県知事への報告について

第１節　随時報告（贈与）　５８

第２節　随時報告（相続）　６３

第４章　贈与者に相続が開始した場合

切替確認　６８

第５章　用語・定義　７２

（参考）都道府県庁の担当窓口　８２

経営承継円滑化法の概要

経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継円滑化法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、

（１）遺留分に関する民法の特例
（２）事業承継時の金融支援措置
（３）事業承継税制
　①非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度（一般措置、特例措置）、
　②個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予制度
（４）所在不明株主に関する会社法の特例

の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律となります。

経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成２０年５月に成立。

１．事業承継税制

◇事業承継に伴う税負担を軽減する特例を措置

①非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度
都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除

②個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度
都道府県知事の認定を受けた個人事業主の事業用資産の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除

４．所在不明株主に関する会社法の特例

◇都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮する特例を新設【令和3年8月施行】

- 会社法上、株式会社は、株主に対して行う通知等が「5年」以上継続して到達しない等の場合、当該株主（所在不明株主）の有する株式の買取り等の手続が可能
- 本特例によりこの**「5年」を「1年」に短縮**

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

２．民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

①非上場株式等に対する民法の特例

- 贈与した非上場株式等を遺留分侵害請求の対象外に（除外合意）
- 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分侵害請求の対象外に（固定合意）

②個人の事業用資産に対する民法の特例

- 贈与した事業用資産を遺留分侵害請求の対象外に（除外合意）

３．金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金及びM&Aにより他の事業者から事業を承継するための資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及び後継者個人に対して、以下の特例を設けています。

①中小企業信用保険法の特例
（対象：中小企業者）

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例
（対象：後継者個人）

⇨ **親族外承継**や**個人事業主の事業承継**を含め、幅広い資金ニーズに対応

第1章　個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制の概要

○　令和元年度税制改正では、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（以下「個人版事業承継税制」という。）が創設されました。

○　個人版事業承継税制は、後継者である受贈者又は相続人等が、事業用の宅地等、建物、減価償却資産（以下「特定事業用資産」という。）を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

○　この納税猶予制度は、経営承継円滑化法第１２条第１項の認定を受けた個人である中小企業者を対象としており、その認定要件は、経営承継円滑化法施行規則において定められています。

○　経営承継円滑化法第１２条第１項の認定後の税務申告の手続や要件等は、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

【贈与税の納税猶予の概要】

後継者が贈与により取得した特例受贈事業用資産（特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る贈与税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

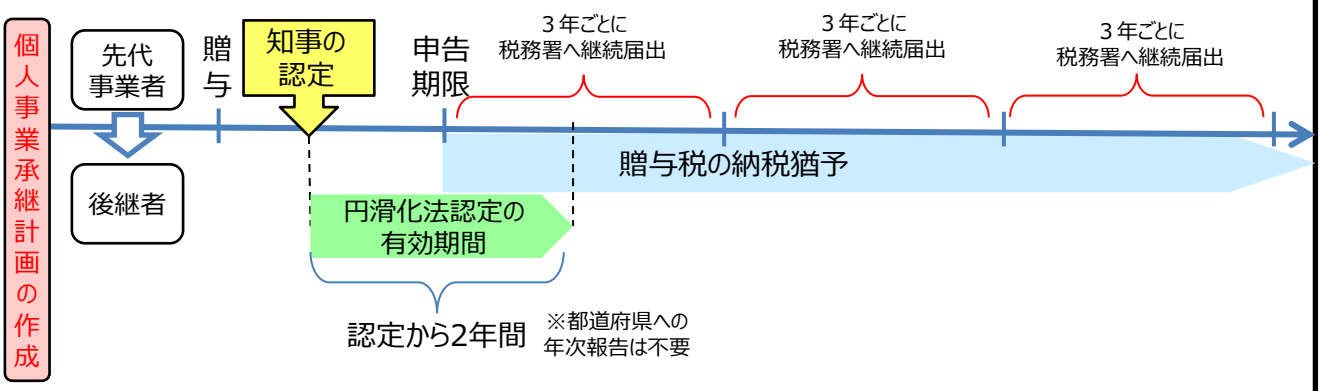

猶予税額が免除・減免される場合
- ○先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
- ○後継者の死亡（猶予税額の免除）
- ○後継者が重度障害となった場合
- ○申告期限から5年後に次の後継者へ贈与した場合
- ○後継者が破産した場合
- ○経営環境の変化により特例受贈事業用資産を譲渡又は廃業する場合　　等

猶予税額を納税する場合
- ○青色申告の承認取消し、取りやめた場合
- ○総収入金額が零になった場合
- ○特例受贈事業用資産が青色申告書の貸借対照表に全て計上されなくなった場合
- ○特例受贈事業用資産を譲渡した場合
- ○特例受贈事業用資産を事業供用しなくなった場合
- ○資産保有型事業等に該当した場合　　等

個人版事業承継税制の概要

【相続税の納税猶予の概要】

後継者が相続又は遺贈（死因贈与を含みます。）により取得した特例事業用資産（特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。

なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

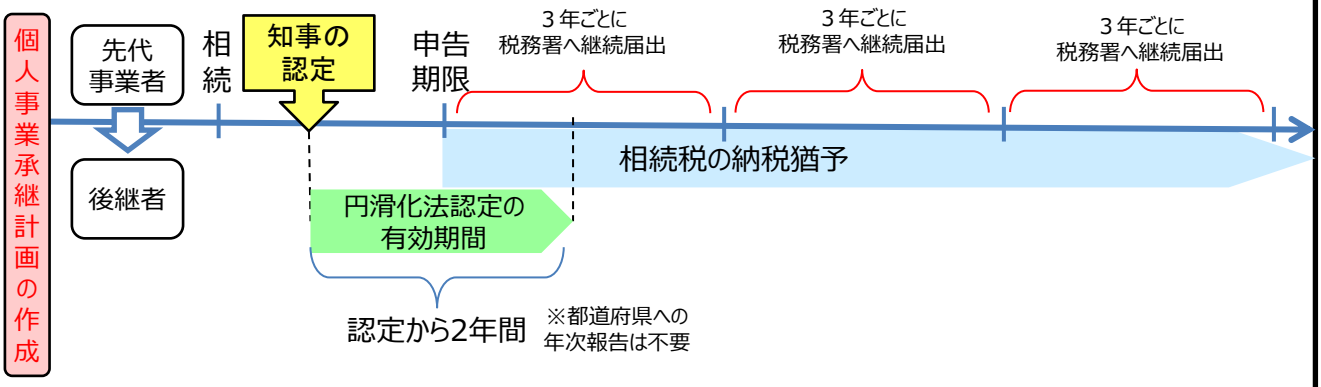

【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた特例受贈事業用資産を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。

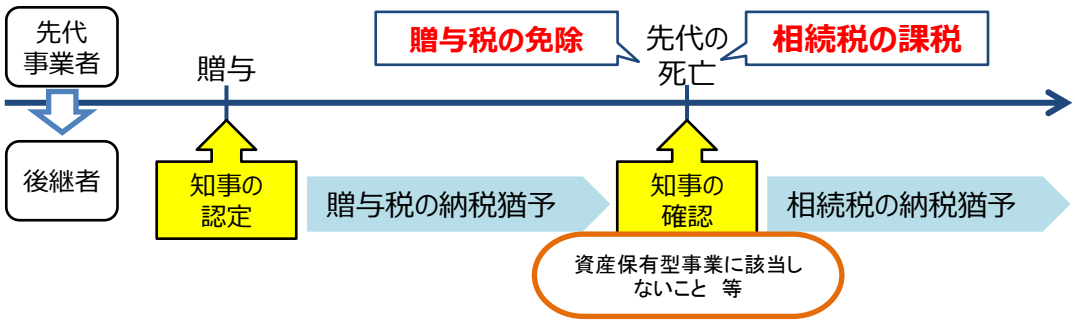

以上のとおり、円滑な事業承継を行うために、贈与税及び相続税の納税猶予制度を組み合わせて活用することで、特定事業用資産の承継に伴う税負担を軽減することができます。

第1章　個人版事業承継税制の概要

法人版事業承継税制と個人版事業承継税制の比較

（参考）個人版事業承継税制と法人版（特例措置）の比較

	法人版（特 例 措 置）	個人版
事前の計画策定	特例承継計画の提出 （2018年４月１日から 2026年３月31日まで）	個人事業承継計画の提出 （2019年４月１日から 2026年３月31日まで）
適用期限	10年以内の贈与・相続等 （2018年１月１日から 2027年12月31日まで）	10年以内の贈与・相続等 （2019年１月１日から 2028年12月31日まで）
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産
納税猶予割合	１００％	１００％
承継パターン	複数の株主から最大３人の後継者	原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可
贈与要件	一定数以上※の株式等を贈与すること ※後継者一人の場合、原則2/3以上など	その事業に係る特定事業用資産のすべてを贈与すること
雇用確保要件	あり（特例措置は弾力化）	雇用要件なし
経営環境変化に対応した減免等	あり	あり ※後継者が重度障害等の場合は免除
円滑化法認定の有効期限	最初の申告期限の翌日から5年間	最初の認定の翌日から2年間

【法人版事業承継税制の概要】

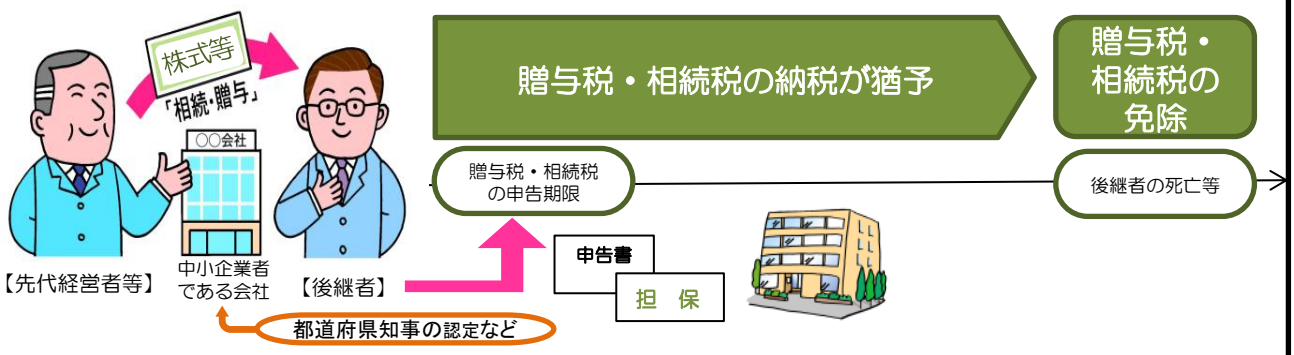

猶予税額が免除される場合
○先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
○後継者の死亡
●会社の倒産
●次の後継者へ贈与
●同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合（譲渡対価等を上回る税額を免除）　等

○円滑化法の認定有効期間内であっても免除されます。
●円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

猶予税額を納税する場合
○後継者が代表権を有しないこととなった場合
○同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
○同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
●株式等を譲渡した場合（※）
●会社が解散した場合（※）
●資産保有型会社等に該当した場合　等

○円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
●円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
（※）経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。

第1章　個人版事業承継税制の概要

納税猶予の対象となる特定事業用資産とは

「**特定事業用資産**」とは、先代事業者の事業※1の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの※2，3をいいます。また、「**特例事業用資産**」とは特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものを、「**特例受贈事業用資産**」とは特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上、面積制限はありません。

① 宅地等

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。

② 建物

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。

③ 減価償却資産

- 固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）
- 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車等
- その他上記に準ずるもの(貨物運送用の一定の自動車、取得価額500万円以下の乗用自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産)

※1 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。
※2 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含みます。
※3 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
※4 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、不動産貸付業に該当しません。
※5 先代事業者の営む事業に従事する使用人の寄宿舎等(先代事業者の親族のみが使用していたものを除く。)の用に供されていた建物及びその敷地の用に供されていた宅地等は、特定事業用資産に該当します。

個人事業者が保有している資産

- **自宅の宅地等、自宅の建物等、預貯金、有価証券、金品　など**

うち、事業用資産(事業の用に供されている資産)

- **不動産貸付用の宅地**
- **不動産貸付用の建物**

事業の種類として対象外

- **棚卸資産**
- **事業用の預貯金**
- **売掛金　　など**

資産の種類として対象外

うち、**特定事業用資産**

- **事業用の宅地等（400㎡）**
- **事業用の建物（800㎡）**
- **減価償却資産**
  （固定資産税の課税対象等）

納税猶予の対象

特定事業用資産のうち
納税猶予の適用をうけるもの

- **特例事業用資産**
- **特例受贈事業用資産**

個人版事業承継税制の手続きの流れ（贈与）

提出先

- 個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 認定申請の提出先は、「個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2019年１月１日以降の贈与について適用することができます。

都道府県庁

個人事業承継計画の策定
確認申請

- 後継者が「個人事業承継計画」を作成し、認定経営革新等支援機関が所見を記載。
- 2019年4月1日から2026年3月31日まで提出可能。
  ※個人事業承継計画は認定申請と同時に提出することも可能。

贈与

- 2019年1月1日から2028年12月31日までの承継が対象。

認定申請

- 贈与年の10月15日から翌年1月15日までに申請。
- 個人事業承継計画を添付。

税務署

税務署へ申告

- 贈与年の翌年3月15日までに認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。

申告期限後

- 税務署へ「継続届出書」を提出。
  （３年に１回）

個人版事業承継税制の手続きの流れ（相続）

提出先

- 個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 認定申請の提出先は、「個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2019年１月１日以降の相続の開始について適用することができます。

都道府県庁

個人事業承継計画の策定

確認申請

- 後継者が「個人事業承継計画」を作成し、認定経営革新等支援機関が所見を記載。
- 2019年4月1日から2026年3月31日まで提出可能。
  ※個人事業承継計画は認定申請と同時に提出することも可能。

相続又は遺贈

- 2019年1月1日から2028年12月31日までの承継が対象。

認定申請

- 相続の開始の日の翌日から８か月以内に申請（相続の開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日以後の期間に限ります）。
- 個人事業承継計画を添付。

税務署

税務署へ申告

- 相続の開始の日の翌日から10か月以内に認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

申告期限後

- 税務署へ「継続届出書」を提出。
  （３年に１回）

認定の種類について

（例）

第一種認定　先代事業者から後継者への贈与/相続が対象となります。

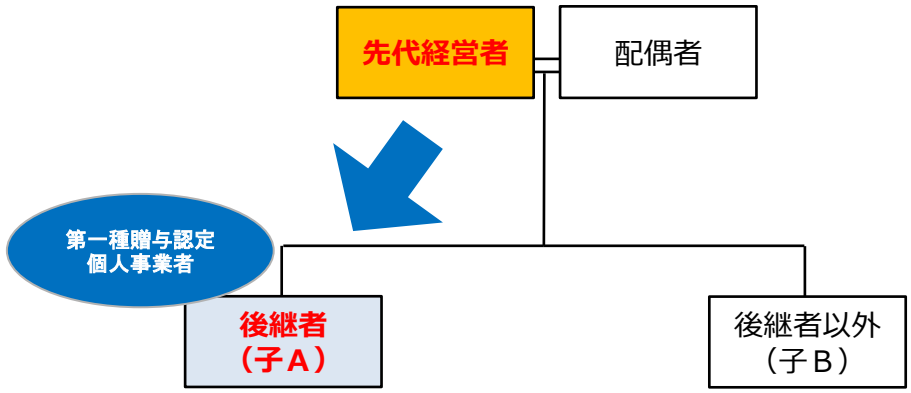

先代事業者から特定事業用資産を贈与/相続

第二種認定　最初に先代事業者からの移転が行われている必要があります。
先代事業者からの贈与/相続以後、1年以内に行われた同一生計親族等からの贈与/相続が対象※となります。
※先代事業者が自己の事業の用に供し、かつ、先代事業者の青色申告書に記載されていた生計一親族等保有の特定事業用資産が対象となります。

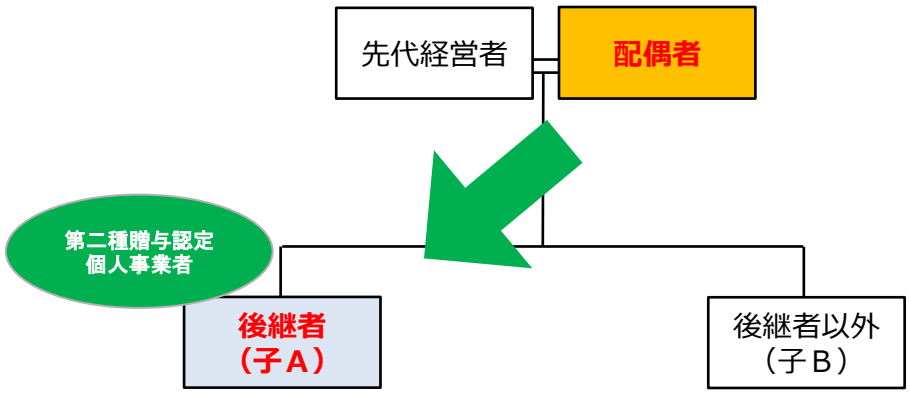

先代事業者の同一生計親族等から特定事業用資産を贈与/相続

※後継者は、第一種贈与認定個人事業者であり、かつ、第二種贈与認定個人事業者となります。

第1章　個人事業承継計画について

【個人事業承継計画】

個人版事業承継税制の適用を受けるためには、2019年4月1日から2026年3月31日までに個人事業承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。

個人事業承継計画には、後継者候補（個人事業承継者）の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

（※）認定経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定経営革新等支援機関として認定されています。（2020年2月時点で35,264機関。詳細は中小企業庁のHP「経営革新等支援機関認定一覧について」をご覧ください。）

個人事業承継計画の確認を受けた後に、計画の内容に変更があった場合は、変更申請書を都道府県に提出し確認を受けることができます。変更申請書は、新たに後継者候補（個人事業承継者）となる者が、変更事項を反映した計画を記載し、再度認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けることが必要です。

【個人事業承継計画の様式】

様式第21の3

施行規則第17条第4項の規定による確認申請書
（個人事業承継計画）

年　月　日

都道府県知事　殿

郵便番号
住　所
電話番号
氏　名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第3号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　特定事業用資産に係る事業について

主たる事業内容	
常時使用する従業員の数	人

2　先代事業者について

先代事業者の氏名	

3　個人事業承継者について

個人事業承継者の氏名	

4　先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について

特定事業用資産を承継する時期（予定）	年　月　～　年　月

当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5　個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画

具体的な実施内容

第2章　都道府県知事の認定について

第１節　第一種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、主に以下の要件等を満たすことが必要です。

個人である中小企業者が法第12条第1項の認定（贈与税の納税猶予制度の認定）を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。

個人事業承継計画の作成

個人事業承継計画の作成

個人事業承継計画は、2019年4月1日から2026年3月31日まで提出することができます。

なお、個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者」の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁になります。

また、特定事業用資産の贈与後に個人事業承継計画を作成することも可能です。都道府県知事への認定申請時までに作成してください。

1/1
～
12/31

特定事業用資産の贈与

認定を受けるためには、先代事業者は認定申請時までに「廃業の届出書」を提出し、個人事業承継者は①認定申請時までに「開業の届出書」を、②原則、贈与の日から2月以内に「青色申告承認申請書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

なお、個人事業承継者が既に他の業務を行っている場合には、青色申告承認申請書を贈与日の属する年の3月15日までに提出する必要があります。

10/15
～
翌年
1/15

都道府県知事への認定申請

第一種贈与申請基準日から贈与日の属する年の翌年の1月15日までの間に、「個人事業承継者」の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁へ認定申請をしてください。

申請書は、「様式第7の5」を使用してください。

翌年
2/1
～
3/15

贈与税の申告・担保の提供

贈与日の属する年の翌年の3月15日までに、所轄の税務署へ贈与税の申告をしてください。（都道府県知事の認定書とその他の必要書類の提出が必要です。）

また、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

第2章　都道府県知事の認定について

第１節　第一種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

○（受贈者）個人事業承継者の要件

1. 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
2. 贈与時に18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与は20歳以上）であり、かつ、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと
3. 認定申請時までに開業の届出書を提出していること※1
4. 認定申請時までに青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること※2
5. 第一種贈与申請基準日※3において、受贈した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
6. 先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て※4を取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備え付けを行っている※5こと
7. 先代事業者から受贈した特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けようとする資産の全部を第一種贈与申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

※１　「開業の届出書」は事業の開始の日（通常、贈与の日）から１か月以内に所轄税務署長に提出する必要があります。

※２　「青色申告の承認」を受けるためには、原則、事業を開始した日（通常、贈与の日）から2月以内に所轄税務署長に申請を行う必要があります。なお、個人事業承継者が既に事業所得、不動産所得又は山林所得を生じる他の業務を行っている場合には、青色申告の承認を受けようとする年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

※３　第一種贈与申請基準日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいいます。

①　贈与の日が1月1日から10月15日までの場合　10月15日

②　贈与の日が10月16日から12月31日までの場合　その贈与の日

③　贈与年の5月15日より前に先代事業者又は後継者の相続が開始した場合　その相続開始の日の翌日から５月を経過する日

※４　特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における、当該共有に係る特定事業用資産については、共有持分の全部。

※５　個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、事業ごとに取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理していること。

第2章　都道府県知事の認定について

第１節　第一種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

○（贈与者）先代事業者の要件

1. 贈与年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るもの（５５万円（電子申告等を行う場合は６５万円）の青色申告特別控除）に限る。）を提出していた者であること
2. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと
3. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと
4. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零を超えること
5. 贈与年の前年において、特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
6. 認定申請時までに贈与した特定事業用資産に係る事業を廃止した旨の届出を提出していること
7. 既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をした者でないこと※6

※6　既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている先代事業者は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。この場合において、個人事業承継計画の提出及び認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。

第2章　都道府県知事の認定について

第１節　第一種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- 個人事業承継計画の確認を受けた個人事業承継者であること

特定事業用資産の贈与後に個人事業承継者が個人事業承継計画の確認を受けることも可能です。この場合には、都道府県知事への認定申請時までに確認を受けてください。

- 個人事業承継者は特定事業用資産を贈与により取得していること

特定事業用資産については、贈与により取得していることが要件とされます。
したがって、売買で取得した場合には、要件を満たさないこととなります。

- 個人事業承継者は贈与税を納付することが見込まれること

例えば、相続時精算課税の適用を受ける場合において、贈与した財産の課税価格が特別控除額（最大2,500万円）以下であるとき等は、個人事業承継者は贈与税を納付しないこととなるため、認定を受けることができません。

- 個人である中小企業者であること

個人である中小企業者に該当するかどうかの判定は、下記の表の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で行います。

業種目	従業員数
製造業その他	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業（下記を除く）	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
サービス業のうち旅館業	200人以下

第2章　都道府県知事の認定について

第１節　第一種贈与認定個人事業者

- 個人事業承継者は贈与時に18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与は20歳以上）であり、かつ、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していたこと

「特定事業用資産に係る事業」とは、先代事業者の営む事業をいい、「同種若しくは類似の事業」とは、個人事業承継者が従事していた事業が先代事業者の営む事業と日本標準産業分類上、中分類（中分類がない場合は大分類）において同区分となる事業をいいます。

なお、個人事業承継者が従事していた事業が中分類上、特定事業用資産に係る事業と異なる場合であっても、当該個人事業承継者が当該事業において従事していた業務の内容が、当該特定事業用資産に係る事業において行われる業務と同種又は類似のものであるときは、「同種若しくは類似の事業に係る業務」と認められます（例えば、介護老人保健施設において医師として業務に従事していた場合など）。

また、「同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していた期間」には、当該業務に必要な知識及び技能を習得するための学校教育法第一条に規定する大学、高等専門学校その他の教育機関における就学期間や、会社に勤めている個人事業承継者が繁忙期・休祭日等に当該特定事業用資産に係る事業に従事していた期間を含めても差し支えありません。

- 個人事業承継者は認定申請時までに開業の届出書を提出していること

個人事業承継者は認定申請時までに納税地の所轄税務署長に対し、開業の届出書（所得税法第229条の規定に基づき提出するものをいう。）を提出していることが必要です。

- 個人事業承継者は認定申請時までに青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること

個人事業承継者は認定申請時までに青色申告（所得税法第143条に定める青色の申告書による申告をいう。）の承認を受けていること又は受ける見込みであることが必要です。

なお、円滑化法の認定を受けるためには、原則、業務を開始した日（通常、贈与の日）から2月以内に所轄税務署長に青色申告の承認申請を行う必要があります。また、個人事業承継者が既に事業所得又は不動産所得等を生じる他の業務を行っている場合には、贈与を受けた日の属する年の3月15日までに青色申告の承認申請を行うことが必要です。

第2章　都道府県知事の認定について

第１節　第一種贈与認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第一種贈与申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。
「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。
なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行っていること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。
また、個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合等には、承継した事業と個人事業承継者が行っている事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理することが求められます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が先代事業者から受贈した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第一種贈与申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、このうち納税猶予の適用を受けようとする特定事業用資産について、第一種贈与申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※　第一種贈与申請基準日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいいます。

① 贈与の日が1月1日から10月15日までの場合　10月15日

② 贈与の日が10月16日から12月31日までの場合　その贈与の日

③ 贈与年の5月15日より前に先代事業者又は後継者の相続が開始した場合　その相続開始の日の翌日から５月を経過する日

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

第2章　都道府県知事の認定について

第１節　第一種贈与認定個人事業者

- 先代事業者は贈与以前3年間、青色申告書を提出していること

先代事業者は贈与の日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。）を提出していることが必要です。

- 先代事業者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産保有型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、資産保有型事業に該当しないことが必要です。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産保有型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産運用型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、資産運用型事業に該当しないことが必要です。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産運用型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業の総収入金額が零を超えていること

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が贈与の日の属する年の前年において、総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業の総収入金額が零の場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者が事業を廃止した旨の届出書を提出していること

先代事業者は認定申請時までに納税地の所轄税務署長に対し、事業を廃止した旨の届出書（所得税法第229条に定める届出書をいう。）を提出していることが必要です。

第１節　第一種贈与認定個人事業者

- 先代事業者は既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている先代事業者は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。 この場合において、認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。

【複数人へ贈与できる場合】

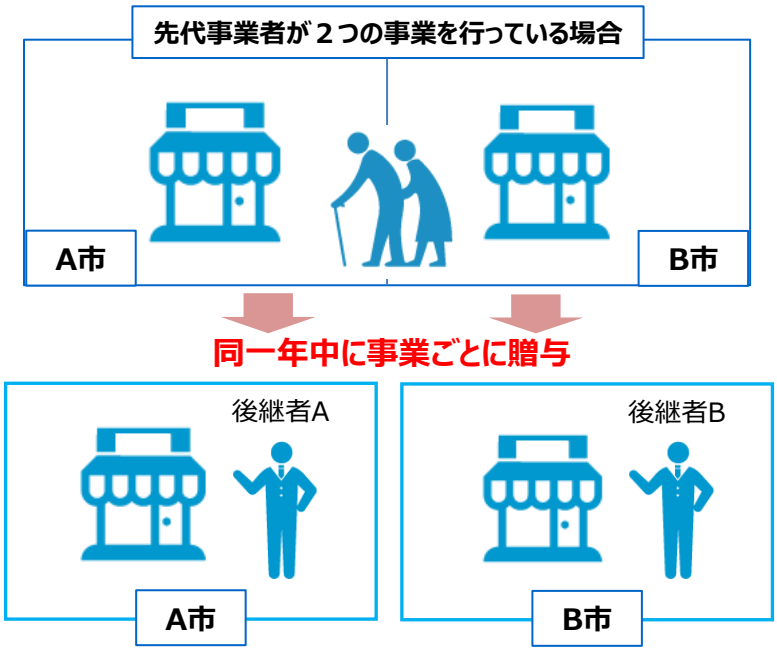

先代事業者が**複数の事業**を行っている場合には、**同一年中**に限り**事業ごと**に後継者へ承継することができます。

- 個人事業承継計画に記載された先代事業者であること

早期かつ計画的な事業承継を促進するため、事業承継税制の適用を受けるにあたっては、個人事業承継計画の作成を求めております。この計画に記載された先代事業者からの贈与でなければ認定を受けることができません。

個人事業承継計画は、個人事業承継計画の申請マニュアル及び記載例を参考に、可能な限り具体的に記載してください。

第１節　第一種贈与認定個人事業者の認定申請書類

【添付書類】

申請に当たって、提出が必要な書類は下記のとおりです。

１．**認定申請書（原本１部、写し１部）**（→20P）

２．**贈与契約書の写し**　及び　**贈与税額の見込み額を記載した書類**（→20P）

３．**開業の届出書の写し**（→20P）

４．**廃業の届出書の写し**（→20P）

５．**青色申告の承認の申請書の写し**　又は　青色申告の承認の通知の写し（→21P）

６．先代事業者の贈与年の前年・前々年の**青色申告書及び青色申告決算書の写し**（→22P）

７．**認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面**（→22P）

８．**個人事業承継者が贈与の直前において事業従事していたことを証する書面**（→23P）

９．性風俗関連特殊営業に該当しない旨の**誓約書**（→23P）

１０．先代事業者　及び　個人事業承継者の**住民票の写し**（→24P）

１１．個人事業承継計画　又は　その確認書の写し（→24P）

１２．その他、認定の参考となる書類（→24P）

１３．返信用封筒（→24P）

同一年中において事業承継税制の適用を受ける贈与が複数ある場合には、それぞれの贈与に係る認定申請書は一括して提出してください。

第１節　第一種贈与認定個人事業者の認定申請書類

申請に当たって、提出が必要な添付書類は下記のとおりです。

１．認定申請書（原本１部、写し１部）

様式第７の５をご使用ください。

２．贈与契約書の写し　及び　贈与税額の見込み額を記載した書類

①贈与契約書の写し

②贈与税の見込額を記載した書類

贈与税の見込額及び納税猶予見込み税額を記載した書類を添付して下さい（様式自由）。
なお、「贈与税の申告書」一式でも構いません。

［作成のポイント］

以下の事項が記載されていること。

・特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けるもの（特例受贈事業用資産）の明細。
・贈与税総額（見込額）
・納税猶予を受けようとする特定事業用資産に係る贈与税額（納税猶予見込額）。
・**<u>相続時精算課税の適用を受ける場合には、そのことがわかるようにしてください。</u>**

３．開業の届出書の写し
４．廃業の届出書の写し

認定申請時までに個人事業承継者は「開業の届出書」を、先代事業者は「廃業の届出書」を、各々納税地の所轄税務署長へ提出をし、かつ、認定申請時には、当該届出書の写しを添付する必要があります。

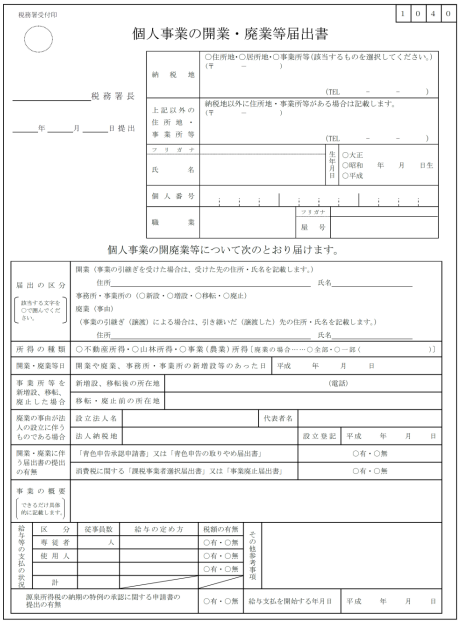

税務署受付印　1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。）（〒　－　） (TEL　－　－　)
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。（〒　－　） (TEL　－　－　)
フリガナ / 氏名	生年月日 ○大正 ○昭和 年 月 日生 ○平成
個人番号	
職業	フリガナ / 屋号

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分（該当する文字を○で囲んでください。）	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。）住所＿＿＿ 氏名＿＿＿ 事務所・事業所の（○新設・○増設・○移転・○廃止） 廃業（事由）（事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。）住所＿＿＿ 氏名＿＿＿		
所得の種類	○不動産所得・○山林所得・○事業（農業）所得（廃業の場合……○全部・○一部（　））		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日	平成　年　月　日	
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	（電話）	
	移転・廃止前の所在地		
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	平成　年　月　日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	○有・○無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	○有・○無	
事業の概要（できるだけ具体的に記載します。）			

給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無
	専従者	人		○有・○無
	使用人			○有・○無
				○有・○無
	計			

その他参考事項

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	○有・○無	給与支払を開始する年月日	平成　年　月　日

第１節　第一種贈与認定個人事業者の認定申請書類

５．**青色申告の承認の申請書の写し**　又は　青色申告の承認の通知の写し

後継者が申請をした青色申告の承認の申請書の写しを添付してください。

経営承継円滑化法の認定を受けるためには、原則、業務を開始した日（通常、贈与の日）から2月以内に納税地の所轄税務署長に申請を行う必要があります。

なお、後継者が既に事業所得又は不動産所得等を生じる他の業務を行っている場合には、贈与を受けた日の属する年の3月15日までに納税地の所轄税所長に対し提出する必要があります。

詳しくは下表を参照してください。

	区　分	提 出 期 限
(1)	個人事業承継者が既に事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っているとき	贈与日の属する年の3月15日
(2)	(１)以外 （その年の1月16日以後に新規に事業を開始した場合に限る。）	事業を開始した日（贈与日）から2か月以内

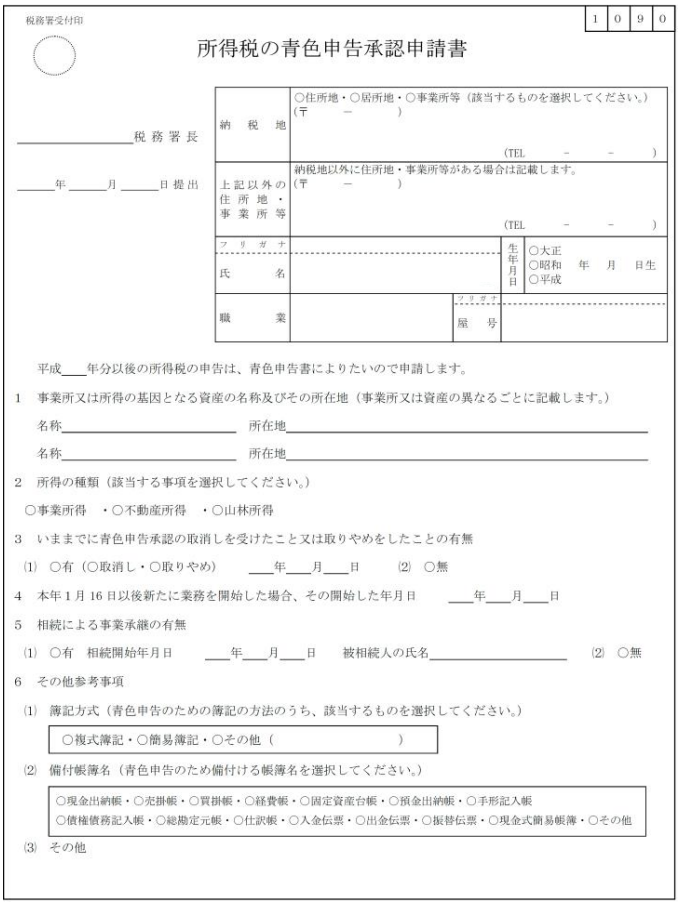

税務署受付印　　1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） （〒　－　） （TEL　－　－　）		
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒　－　） （TEL　－　－　）		
フリガナ 氏名		生年月日	○大正 ○昭和　年　月　日生 ○平成
職業		フリガナ 屋号	

平成＿＿年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　所得の種類（該当する事項を選択してください。）

○事業所得　・○不動産所得　・○山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)　○有（○取消し・○取りやめ）　＿＿年＿＿月＿＿日　(2)　○無

4　本年１月 16 日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

5　相続による事業承継の有無

(1)　○有　相続開始年月日　＿＿年＿＿月＿＿日　被相続人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)　○無

6　その他参考事項

(1)　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

○複式簿記・○簡易簿記・○その他（　　）

(2)　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）

○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他

(3)　その他

[ポイント]
○提出期限内に申請をする必要があります。
※提出期限後に申請をしている場合には認定を受けることができません。

第１節　第一種贈与認定個人事業者の認定申請書類

６．先代事業者の贈与年の前年・前々年の**青色申告書及び青色申告決算書の写し**

先代事業者の贈与の日の属する年の前年、前々年の青色申告書及び青色申告書に添附する決算関係書類等の写しを添付してください。

- 青色申告書（確定申告書B）
  - ☐ 確定申告書　第一表
  - ☐ 確定申告書　第二表
- 所得税青色申告決算書の全て
  - ☐ 損益計算書
  - ☐ 給料賃金・専従者給与等の内訳
  - ☐ 減価償却費の計算
  - ☐ 貸借対照表
  - ☐ その他の明細書

７．**認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面**

次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面（確認書）を添付してください。

なお、確認時に用いた「特定事業用資産の明細」も提出してください。

- 贈与により取得した特定事業用資産が、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること
- 当該特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること
- 当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備え付けを行っていること（個人事業承継者が既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、区分整理をしていること）

（例）　　※　令和●●年●月●日には、確認をした日付を記載してください。

特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

認定経営革新等支援機関名は、○○○○様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第7号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、○○○○様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

認定支援機関ID番号
所在地
認定経営革新等支援機関名
電話番号
代表者の氏名

第１節　第一種贈与認定個人事業者の認定申請書類

８．個人事業承継者が贈与の直前において事業従事していたことを証する書面

（例）　　※　令和●●年●月●日には、書面を作成した日付を記載してください。

誓約書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

経済　太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第7号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする個人が、同施行規則第6条第16項第7号ホに掲げる事項に該当することを誓約します。

記

1.　先代事業者（贈与者）の氏名
　○○　○○（住所：○○県○○市･･･）
2.　先代事業者（贈与者）の営んでいた事業
　○○業（日本標準産業分類における分類：○○業）
3.　贈与日
　令和○年○月○日
4.　先代事業者からの贈与の直前において個人事業承継者が従事していた事業
　○○業（日本標準産業分類における分類：○○業）

[作成のポイント]
○個人事業承継者が誓約してください。
○日本標準産業分類は、中分類（中分類がない場合には大分類）を記載してください。

９．性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

（例）　　※　令和●●年●月●日には、誓約書を作成した日付を記載してください。

誓約書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

経済　太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第7号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする事業が、贈与又は相続の開始の時以後において、同法施行規則で規定する性風俗関連特殊営業に該当しないことを誓約します。

記

贈与又は相続の開始の時以後において、個人事業承継者が営む事業内容
　○○業（日本標準産業分類における分類：○○業）

[作成のポイント]
○個人事業承継者が誓約してください。
○日本標準産業分類は、中分類（中分類がない場合には大分類）を記載してください。

第１節　第一種贈与認定個人事業者の認定申請書類

１０．先代事業者 及び 個人事業承継者の**住民票の写し（原本）**

[注意]
・贈与の日以降に取得したものを添付してください。
・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
・同一世帯全員の記載があるもの。
※住民票の写しとは、いわゆるコピーのことではありません。自治体より交付をされる原本を提出してください。
※先代事業者と個人事業承継者が同一世帯の場合には、１通の提出で構いません。

１１．個人事業承継計画　又は　その確認書の写し

贈与を受けた後継者が、個人事業承継者に記載された個人事業承継者であることを確認します。

- 既に個人事業承継計画の確認書の交付を受けている場合には、その確認書（様式第22）の写しを添付してください。
- 個人事業承継計画に記載した個人事業承継者に変更がある場合には、新たに個人事業承継者となる者が変更申請書（様式第24の3）を提出してください。
- 既に個人事業承継計画の変更申請をし、確認を受けている場合には、その変更後の確認書（様式第22）の写しを添付してください。

まだ個人事業承継計画の確認を受けていない場合には、認定申請書と同時に個人事業承継計画の確認申請書（様式第21の3）を提出してください。
※個人事業承継計画を新規に提出することができるのは、2026年3月31日までです。
　2026年4月1日以降であっても、既に提出した特例承継計画を変更することは可能です。

12．その他、認定の参考となる書類

- 前年から贈与時までの間の資産及び負債について著しい増減があった場合等には、その年から贈与時までの試算表などを提出いただくことがあります。
- その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料を提出いただくことがあります。

13．返信用封筒

定形外封筒（宛先を明記してください。）を同封してください。

第２節　第一種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、主に以下の要件等を満たすことが必要です。

個人である中小企業者が法第12条第1項の認定（相続税の納税猶予制度の認定）を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。

個人事業承継計画の作成

個人事業承継計画の作成

個人事業承継計画は、2019年4月1日から2026年3月31日まで提出することができます。

なお、個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者」の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁になります。

また、先代事業者の相続の開始以後に個人事業承継計画を作成することも可能です。都道府県知事への認定申請時までに作成してください。

相続の発生

特定事業用資産の相続又は遺贈

認定を受けるためには、個人事業承継者は、①認定申請時までに「開業の届出書」を、②相続の開始の日から一定期間内に「青色申告承認申請書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

8ヶ月以内

都道府県知事への認定申請

相続の開始の日の翌日から5カ月を経過する日（第一種相続申請基準日）から相続開始の日から8カ月を経過する日までの間に、「個人事業承継者」の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁へ認定申請をしてください。

申請書は、「様式第8の5」を使用してください。

10ヶ月以内

相続税の申告・担保の提供

相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に、所轄の税務署へ相続税の申告をしてください。（都道府県知事の認定書とその他の必要書類の提出が必要です。）

また、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

第２節　第一種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

○（相続人等）個人事業承継者の要件

1. 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
2. 相続の開始の直前において特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと（先代事業者が60歳未満で死亡した場合を除く）
3. 認定申請時までに開業の届出書を提出していること※1
4. 認定申請時までに青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること※2
5. 第一種相続申請基準日※3において、相続等した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
6. 先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て※4を取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備え付けを行っている※5こと
7. 先代事業者から相続等した特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けようとする資産の全部を第一種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

※１　「開業の届出書」は事業の開始の日から１か月以内に所轄税務署長に提出する必要があります。

※２　経営承継円滑化法の認定を受けるためには、相続の開始を知った日の時期に応じて、それぞれに定める期間内に納税地の所轄税務署長へ申請を行う必要があります。

①　相続の開始の日がその年の1月1日から8月31日までの場合　相続の開始の日から4カ月

②　相続の開始の日がその年の9月1日から10月31日までの場合　その年12月31日

③　相続の開始の日がその年の11月1日から12月31日までの場合　翌年2月15日

※３　第一種相続申請基準日とは、相続開始の日の翌日から5カ月を経過する日をいいます。

※４　特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における、当該共有に係る特定事業用資産については、共有持分の全部。

※５　個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、事業ごとに取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理していること。

第２節　第一種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

○（被相続人）先代事業者の要件

1. 相続年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るもの（５５万円（電子申告等を行う場合は６５万円）の青色申告特別控除）に限る。）を提出していた者であること
2. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと
3. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと
4. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零を超えること
5. 相続年の前年において、特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

第２節　第一種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

相続税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- 個人事業承継計画の確認を受けた個人事業承継者であること

特定事業用資産の相続又は遺贈（以下「相続等」という。）後に個人事業承継者が個人事業承継計画の確認を受けることも可能です。この場合には、都道府県知事への認定申請時までに確認を受けてください。

- 相続等により取得し、相続税を納付することが見込まれること

特定事業用資産については、相続等により取得していることが要件とされます。なお、贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（死因贈与）も、相続等により取得したものとされます。

- 個人である中小企業者であること

個人である中小企業者に該当するかどうかの判定は、下記の表の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で行います。

業種目	従業員数
製造業その他	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業（下記を除く）	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
サービス業のうち旅館業	200人以下

第２節　第一種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者は先代事業者の相続の開始の直前において、特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していたこと（先代事業者が60歳未満で死亡した場合を除く）

「特定事業用資産に係る事業」とは、先代事業者の営む事業をいい、「同種若しくは類似の事業」とは、個人事業承継者が従事していた事業が先代事業者の営む事業と日本標準産業分類上、中分類（中分類がない場合は大分類）において同区分となる事業をいいます。

なお、個人事業承継者が従事していた事業が中分類上、特定事業用資産に係る事業と異なる場合であっても、当該個人事業承継者が当該事業において従事していた業務の内容が、当該特定事業用資産に係る事業において行われる業務と同種又は類似のものであるときは、「同種若しくは類似の事業に係る業務」と認められます（例えば、介護老人保健施設において医師として業務に従事していた場合など）。

また、「同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していた期間」には、当該業務に必要な知識及び技能を習得するための学校教育法第一条に規定する大学、高等専門学校その他の教育機関における就学期間や、会社に勤めている個人事業承継者が繁忙期・休祭日等に当該特定事業用資産に係る事業に従事していた期間を含めても差し支えありません。

- 個人事業承継者は認定申請時までに開業の届出書を提出していること

個人事業承継者は認定申請時までに納税地の所轄税務署長に対し、開業の届出書（所得税法第229条の規定に基づき提出するものをいう。）を提出していることが必要です。

- 個人事業承継者は認定申請時までに青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること

個人事業承継者は認定申請時までに青色申告（所得税法第143条に定める青色の申告書による申告をいう。）の承認を受けていること又は受ける見込みであることが必要です。

なお、経営承継円滑化法の認定を受けるためには、相続の開始を知った日の時期に応じて、それぞれ次に定める期間内に納税地の所轄税務署長に対し申請を行う必要があります。

① 相続の開始の日がその年の1月1日から8月31日までの場合　相続の開始の日から4カ月

② 相続の開始の日がその年の9月1日から10月31日までの場合　その年12月31日

③ 相続の開始の日がその年の11月1日から12月31日までの場合　翌年2月15日

第２節　第一種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第一種相続申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。
「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。
なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行っていること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。
また、個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合等には、承継した事業と個人事業承継者が行っている事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理することが求められます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が先代事業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第一種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、このうち納税猶予の適用を受けようとする特定事業用資産について、第一種相続申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。
※　第一種相続申請基準日とは、相続の開始の日の翌日から5カ月を経過する日をいいます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 先代事業者は相続年以前3年間、青色申告書を提出していること

先代事業者は相続の開始の日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。）を提出していることが必要です。

第２節　第一種相続認定個人事業者

- 先代事業者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産保有型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、資産保有型事業に該当しないことが必要です。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産保有型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業が資産運用型事業に該当しないこと

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、資産運用型事業に該当しないことが必要です。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が資産運用型事業に該当した場合には、認定の取消事由に該当します。

- 先代事業者の営む事業の総収入金額が零を超えていること

先代事業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が相続の開始の日の属する年の前年において、総収入金額が零の場合には、認定を受けることができません。
なお、承継後、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業の総収入金額が零の場合には、認定の取消事由に該当します。

- 個人事業承継計画に記載された先代事業者であること

早期かつ計画的な事業承継を促進するため、事業承継税制の適用を受けるにあたっては、個人事業承継計画の作成を求めております。この計画に記載された先代事業者からの相続等でなければ認定を受けることができません。
個人事業承継計画は、個人事業承継計画の申請マニュアル及び記載例を参考に、可能な限り具体的に記載してください。

第２節　第一種相続認定個人事業者の認定申請書類

【添付書類】

申請に当たって、提出が必要な書類は下記のとおりです。

１．**認定申請書（原本１部、写し１部）**（→33P）

２．**遺言書又は遺産分割協議書の写し**　及び　**相続税額の見込み額を記載した書類**（→33P）

３．**開業の届出書の写し**（→33P）

４．**青色申告の承認の申請書の写し**　又は　青色申告の承認の通知の写し（→34P）

５．先代事業者の贈与年の前年・前々年の**青色申告書及び青色申告決算書の写し**（→35P）

６．**認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面**（→35P）

７．**個人事業承継者が相続開始の直前において事業従事していたことを証する書面**（→36P）

８．性風俗関連特殊営業に該当しない旨の**誓約書**（→36P）

９．先代事業者　及び　個人事業承継者の**住民票の（除票の）写し**（→37P）

１０．個人事業承継計画　又は　その確認書の写し（→37P）

１１．その他、認定の参考となる書類（→37P）

１２．返信用封筒（→37P）

同一年中において事業承継税制の適用を受ける贈与が複数ある場合には、それぞれの贈与に係る認定申請書は一括して提出してください。

第２節　第一種相続認定個人事業者の認定申請書類

申請に当たって、提出が必要な添付書類は下記のとおりです。

１．認定申請書（原本１部、写し１部）

様式第８の５をご使用ください。

２．遺言書又は遺産分割協議書の写し　及び　相続税額の見込み額を記載した書類

①遺言書又は遺産分割協議書の写し
②相続税の見込額を記載した書類

相続税の見込額及び納税猶予見込み税額を記載した書類を添付して下さい（様式自由）。
なお、相続税の申告書第１表、第８の２表及びその付表、第11表でも構いません。

［作成のポイント］

以下の事項が記載されていること。

・特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けるもの（特例事業用資産）の明細。
・通常どおり相続税を払うとした場合の相続税の総額（見込額）。
・納税猶予を受けようとする特定事業用資産に係る相続税額（納税猶予見込額）。

３．開業の届出書の写し

認定申請時までに個人事業承継者は「開業の届出書」を納税地の所轄税務署長へ提出をし、かつ、認定申請時に当該届出書の写しを添付する必要があります。

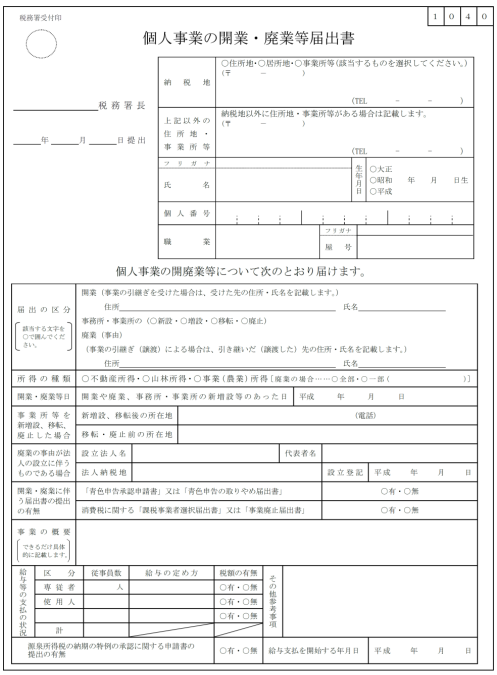

税務署受付印　1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

税務署長

年　月　日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。）（〒　－　）（TEL　－　－　）
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。（〒　－　）（TEL　－　－　）
フリガナ / 氏名	生年月日　○大正 ○昭和　年　月　日生 ○平成
個人番号	
職業	フリガナ / 屋号

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分（該当する文字を○で囲んでください。）	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。）住所＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿ 事務所・事業所の（○新設・○増設・○移転・○廃止） 廃業（事由）（事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。）住所＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿		
所得の種類	○不動産所得・○山林所得・○事業（農業）所得（廃業の場合……○全部・○一部（　））［		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日	平成　年　月　日	
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	（電話）	
	移転・廃止前の所在地		
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	平成　年　月　日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	○有・○無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	○有・○無	
事業の概要（できるだけ具体的に記載します。）			

給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		○有・○無	
	使用人			○有・○無	
				○有・○無	
	計				

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	○有・○無	給与支払を開始する年月日	平成　年　月　日

第２節　第一種相続認定個人事業者の認定申請書類

４．**青色申告の承認の申請書の写し**　又は　青色申告の承認の通知の写し

後継者が申請をした青色申告の承認の申請書の写しを添付してください。

なお、経営承継円滑化法の認定を受けるためには、相続開始を知った日（死亡の日）の時期に応じて、それぞれ一定の期間内に納税地の所轄税務署に対し、承認の申請書を提出する必要があります。詳しくは下表を参照してください。

	区　分	提 出 期 限
(１)	相続開始の日がその年の1月1日から8月31日	相続開始の日から4か月以内
(２)	相続開始の日がその年の9月1日から10月31日	その年12月31日
(３)	相続開始の日がその年の11月1日から12月31日	翌年2月15日

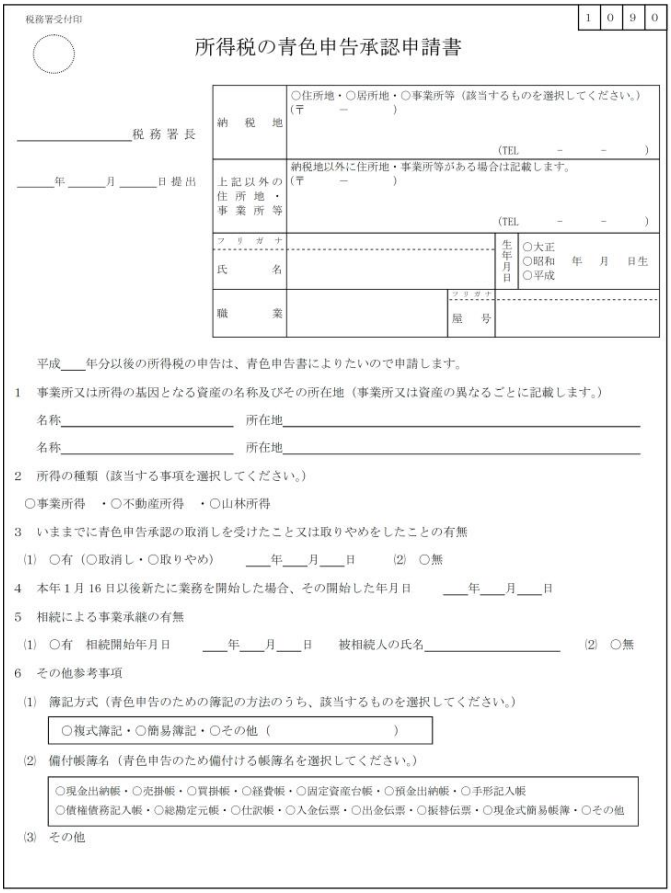

税務署受付印　　1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） (〒　　－　　) (TEL　　－　　－　　)		
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒　　－　　) (TEL　　－　　－　　)		
フリガナ 氏名		生年月日	○大正 ○昭和　年　月　日生 ○平成
職業		フリガナ 屋号	

平成＿＿年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　所得の種類（該当する事項を選択してください。）

○事業所得　・○不動産所得　・○山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)　○有（○取消し・○取りやめ）　＿＿年＿＿月＿＿日　(2)　○無

4　本年１月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

5　相続による事業承継の有無

(1)　○有　相続開始年月日　＿＿年＿＿月＿＿日　被相続人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)　○無

6　その他参考事項

(1)　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

○複式簿記・○簡易簿記・○その他（　　）

(2)　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）

○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他

(3)　その他

[ポイント]

○提出期限内に申請をする必要があります。※提出期限後に申請をしている場合には認定を受けることができません。

○所得税法上は、後継者が既に事業所得、不動産所得又は山林所得を生じる他の業務を行っている場合には、相続年の3月15日までに申請を行う必要があります(所得税法第144条、所基通144-1)が、<u>経営承継円滑化法上は、上記の期間内に申請をしていれば認定を受けることができます。</u>

第２節　第一種相続認定個人事業者の認定申請書類

５．先代事業者の相続の開始の日の属する年の前年・前々年の**青色申告書及び青色申告決算書の写し**

先代事業者の相続の開始の日の属する年の前年、前々年の青色申告書及び青色申告書に添附する決算関係書類等の写しを添付してください。

- 青色申告書（確定申告書B）
  - ☐ 確定申告書　第一表
  - ☐ 確定申告書　第二表
- 所得税青色申告決算書の全て
  - ☐ 損益計算書
  - ☐ 給料賃金・専従者給与等の内訳
  - ☐ 減価償却費の計算
  - ☐ 貸借対照表
  - ☐ その他の明細書

６．**認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面**

次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面（確認書）を添付してください。

なお、確認時に用いた「特定事業用資産の明細」も提出してください。

- 相続等により取得した特定事業用資産が、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産のすべてであること
- 当該特定事業用資産のうち相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること
- 当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備え付けを行っていること（個人事業承継者が既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、区分整理をしていること）

（例）　　※　令和●●年●月●日には、確認をした日付を記載してください。

特定事業用資産の移転に係る認定経営革新等支援機関の確認書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

認定経営革新等支援機関名は、○○○○様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第8号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、○○○○様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

認定支援機関ID番号
所在地
認定経営革新等支援機関名
電話番号
代表者の氏名

第２節　第一種相続認定個人事業者の認定申請書類

７．個人事業承継者が事業に従事していたことを証する書面

（例）　　※　令和●●年●月●日には、書面を作成した日付を記載してください。

誓約書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

経済　太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする個人が、同施行規則第6条第16項第8号ニに掲げる事項に該当することを誓約します。

記

1.　先代事業者（被相続人）の氏名
　○○　○○（住所：○○県○○市･･･）
2.　先代事業者（被相続人）の営んでいた事業
　○○業（日本標準産業分類における分類：○○業）
3.　先代事業者の相続の開始の直前において個人事業承継者が従事していた事業内容
　○○業（日本標準産業分類における分類：○○業）

[作成のポイント]
○個人事業承継者が誓約してください。
○日本標準産業分類は、中分類（中分類がない場合には大分類）を記載してください。
○先代事業者が60歳未満で死亡した場合には当該誓約書は不要です。

８．性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

（例）　　※　令和●●年●月●日には、誓約書を作成した日付を記載してください。

誓約書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

経済　太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする事業が、贈与又は相続の開始の時以後において、同法施行規則で規定する性風俗関連特殊営業に該当しないことを誓約します。

記

贈与又は相続の開始の時以後において、個人事業承継者が営む事業内容
　○○業（日本標準産業分類における分類：○○業）

[作成のポイント]
○個人事業承継者が誓約してください。
○日本標準産業分類は、中分類（中分類がない場合には大分類）を記載してください。

第２節　第一種相続認定個人事業者の認定申請書類

９．先代事業者　及び　個人事業承継者の**住民票の（除票の）写し（原本）**

[注意]
・相続の開始の日以降に取得したものを添付してください。
・請求される際は、「死亡した者を含んだものが必要」である旨を伝えて下さい。
・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
・同一世帯全員の記載があるもの。
※住民票の写しとは、いわゆるコピーのことではありません。自治体より交付をされる原本を提出してください。
※先代事業者と個人事業承継者が同一世帯の場合には、１通の提出で構いません。

１０．個人事業承継計画　又は　その確認書の写し

相続等を受けた後継者が、個人事業承継者に記載された個人事業承継者であることを確認します。

- 既に個人事業承継計画の確認書の交付を受けている場合には、その確認書（様式第22）の写しを添付してください。
- 個人事業承継計画に記載した個人事業承継者に変更がある場合には、変更申請書（様式第24の3）を提出してください。
- 既に個人事業承継計画の変更申請をし、確認を受けている場合には、その変更後の確認書（様式第22）の写しを添付してください。

まだ個人事業承継計画の確認を受けていない場合には、認定申請書と同時に個人事業承継計画の確認申請書（様式第21の3）を提出してください。
※個人事業承継計画を新規に提出することができるのは、2026年3月31日までです。
　2026年4月1日以降であっても、既に提出した特例承継計画を変更することは可能です。

１１．その他、認定の参考となる書類

- 前年から相続等の時までの間の資産及び負債について著しい増減があった場合等には、その年から相続等の時までの試算表などを提出いただくことがあります。
- その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料を提出いただくことがあります。

１２．返信用封筒

定形外封筒（宛先を明記してください。）を同封してください。

第３節　第二種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

生計一親族等からの贈与について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合において、その前提となる都道府県知事の認定を受けるときは、以下の要件等を満たすことが必要です。

個人である中小企業者が先代事業者の生計一親族等からの贈与について法第12条第1項の認定を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。

先代事業者からの移転

個人事業承継計画の作成

先代事業者からの贈与　**先代事業者の相続の発生**

個人事業承継計画は、2019年4月1日から2026年3月31日まで提出することができます。

先代事業者からの贈与又は相続後に個人事業承継計画を作成することも可能です。都道府県知事への認定申請時までに作成してください。

先代事業者からの移転後1年以内に贈与

生計一親族等からの贈与

先代事業者からの贈与又は相続以後に、生計一親族等が先代事業者の事業の用に供されていた特定事業用資産を贈与（先代事業者からの贈与の日又は相続の開始の日から1年を経過する日までに行われるものに限ります。）している必要があります。

10/15～翌年1/15

都道府県知事への認定申請

第二種贈与申請基準日から贈与日の属する年の翌年の1月15日までの間に、「個人事業承継者」の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁へ認定申請してください。

なお、申請書は、「様式第７の6」を使用してください。

翌年2/1～3/15

贈与税の申告・担保の提供

贈与日の属する年の翌年の3月15日までに、所轄の税務署へ贈与税の申告をしてください。（都道府県知事の認定書とその他の必要書類の提出が必要です。）

また、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を所轄の税務署に提供する必要があります。

第3節　第二種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

○（受贈者）個人事業承継者の要件

1. 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
2. 生計一親族等からの贈与の時において、先代事業者から法第12条第1項の認定に係る贈与又は相続を受けていること
3. 生計一親族等からの贈与が、先代事業者の法第12条第1項の認定に係る贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に行われていること
4. 第二種贈与申請基準日※1において、生計一親族等から受贈した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
5. 生計一親族等が有する先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て※2を取得していること
6. 生計一親族等から受贈した特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けようとする資産の全部を第二種贈与申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

※１　第二種贈与申請基準日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいいます。

①　贈与の日が1月1日から10月15日までの場合　10月15日

②　贈与の日が10月16日から12月31日までの場合　その贈与の日

③　贈与年の5月15日より前に先代事業者又は後継者の相続が開始した場合　その相続開始の日の翌日から５月を経過する日

※２　特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、共有持分の全部。

○（贈与者）生計一親族等の要件

1. 先代事業者の生計一親族等であること

※生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいう。

2. 既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をした者でないこと※3

※３　既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている生計一親族等は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。この場合において、認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。

第3節　第二種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- 個人事業承継計画の確認を受けた個人事業承継者であること

特定事業用資産の贈与後に個人事業承継者が個人事業承継計画の確認を受けることも可能です。この場合には、都道府県知事への認定申請時までに確認を受けてください。

- 個人事業承継者は特定事業用資産を贈与により取得していること

特定事業用資産については、贈与により取得していることが要件とされます。
したがって、売買で取得した場合には、要件を満たさないこととなります。

- 個人事業承継者は贈与税を納付することが見込まれること

例えば、相続時精算課税の適用を受ける場合において、贈与した財産の課税価格が相続時精算課税に係る基礎控除額(110万円)と特別控除額（最大2,500万円）の合計額以下であるとき等は、個人事業承継者は贈与税を納付しないこととなるため、認定を受けることができません。

- 個人である中小企業者であること

個人である中小企業者に該当するかどうかの判定は、下記の表の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で行います。

業種目	従業員数
製造業その他	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業（下記を除く）	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
サービス業のうち旅館業	200人以下

第３節　第二種贈与認定個人事業者

- 先代事業者からの贈与又は相続等以後に、生計一親族等が先代事業者の事業の用に供されていた特定事業用資産を贈与していること
- 当該贈与が先代事業者からの贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に行われていること

生計一親族等からの贈与について、納税猶予の適用を受けることができる期間は以下のとおりです。なお、先代事業者からの贈与（第一種贈与）や相続（第一種相続）と、生計一親族等からの贈与（第二種贈与）は、同日であっても適用可能ですが、先代事業者からの贈与・相続が先に行われている必要があります。

【先代事業者からの承継（第一種）が贈与である場合】

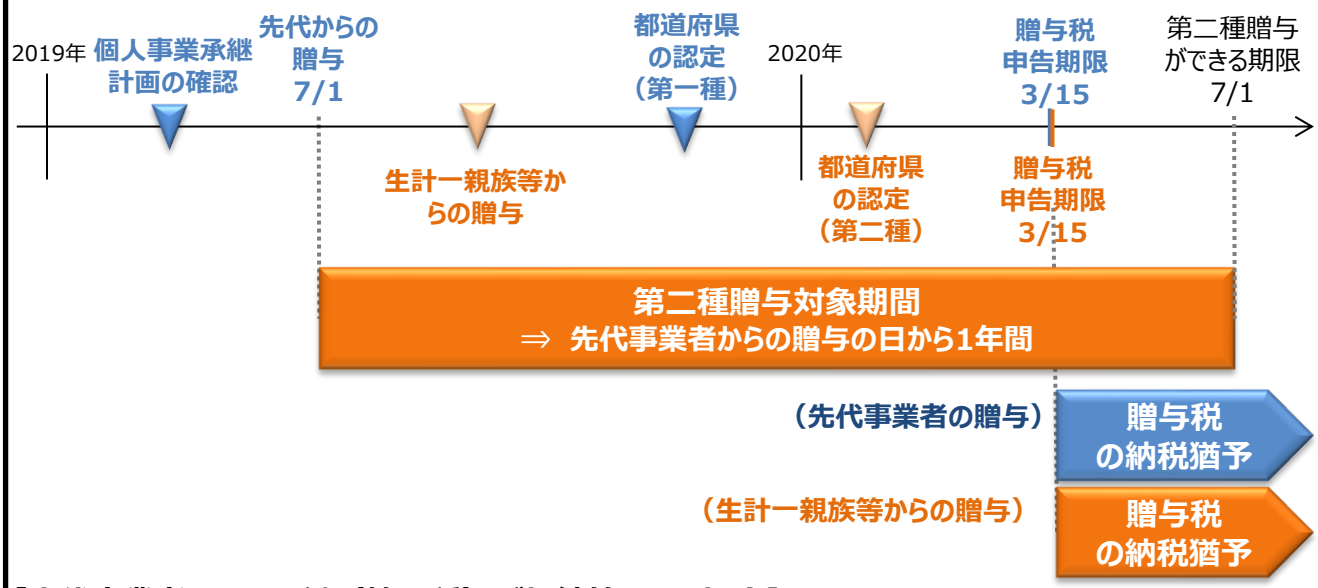

【先代事業者からの承継（第一種）が相続等である場合】

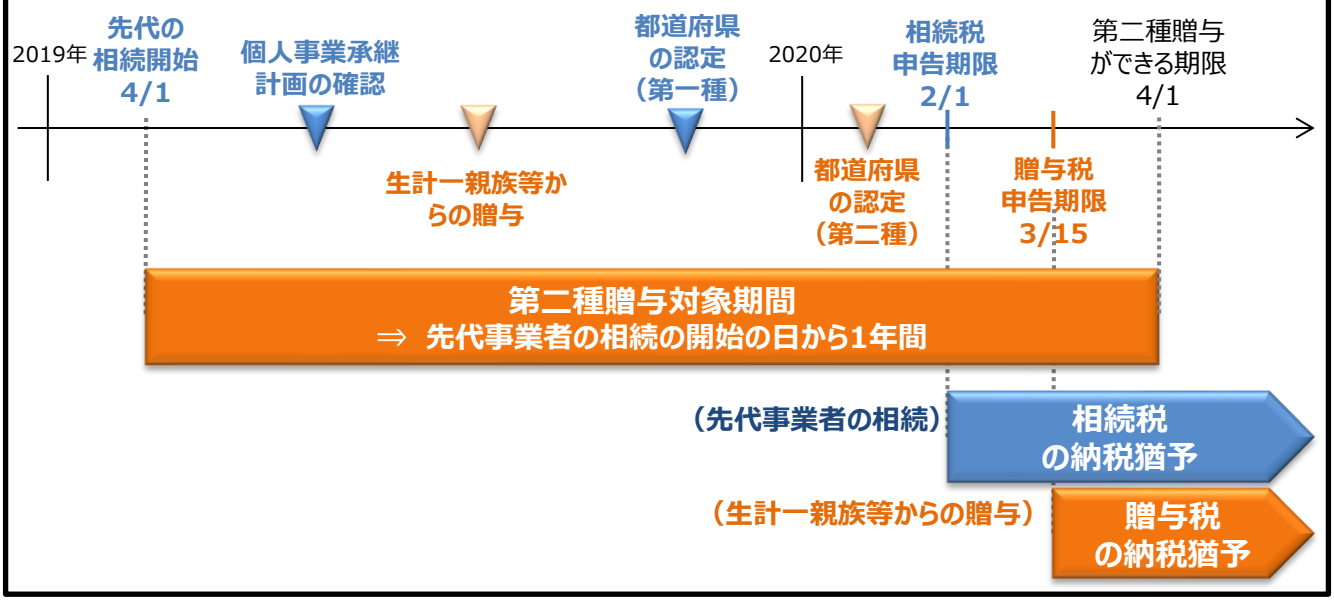

第3節　第二種贈与認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第二種贈与申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。
「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。
なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 生計一親族等から先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得していること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（生計一親族等が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が生計一親族等から受贈した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第二種贈与申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は生計一親族等から受贈した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てについて、第二種贈与申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※　第二種贈与申請基準日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいいます。

① 贈与の日が1月1日から10月15日までの場合　10月15日

② 贈与の日が10月16日から12月31日までの場合　その贈与の日

③ 贈与年の5月15日より前に先代事業者又は後継者の相続が開始した場合　その相続開始の日の翌日から５月を経過する日

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

第3節　第二種贈与認定個人事業者

- 先代事業者の生計一親族等であること

生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいいます。

【参考．「生計を一にする」の意義について】

「生計を一にする」の意義について、国税庁通達（所得税法基本通達2-47）では、次のように定められています。

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

（1）　勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がある場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ　当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ　これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

（2）　親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

- 生計一親族等は既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている生計一親族等は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。 この場合において、認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。

第３節　第二種贈与認定個人事業者の認定申請書類

【添付書類】

申請に当たって、提出が必要な書類は下記のとおりです。

１．**認定申請書（原本１部、写し１部）**（→45P）

２．**贈与契約書の写し** 及び **贈与税額の見込み額を記載した書類**（→45P）

３．**認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面**（→45P）

４．生計一親族等 及び 個人事業承継者の**住民票の写し**（→46P）

５．その他、認定の参考となる書類（→46P）

６．返信用封筒（→46P）

同一年中において事業承継税制の適用を受ける贈与が複数ある場合には、それぞれの贈与に係る認定申請書は一括して提出してください。

第３節　第二種贈与認定個人事業者の認定申請書類

申請に当たって、提出が必要な添付書類は下記のとおりです。

１．認定申請書（原本１部、写し１部）

様式第７の６をご使用ください。

２．贈与契約書の写し　及び　贈与税額の見込み額を記載した書類

①贈与契約書の写し
②贈与税の見込額を記載した書類

贈与税の見込額及び納税猶予見込み税額を記載した書類を添付して下さい（様式自由）。
なお、「贈与税の申告書」一式でも構いません。

［作成のポイント］
以下の事項が記載されていること。
・特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けるもの（特例受贈事業用資産）の明細。
・贈与税総額（見込額）
・納税猶予を受けようとする特定事業用資産に係る贈与税額（納税猶予見込額）。
・**相続時精算課税の適用を受ける場合には、そのことがわかるようにしてください。**

３．認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面

次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面（確認書）を添付してください。
なお、確認時に用いた「特定事業用資産の明細」も提出してください。

- 贈与により取得した特定事業用資産が、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産のすべてであること
- 当該特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること
- 当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備え付けを行っていること（個人事業承継者が既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、区分整理をしていること）

（例）　　※　令和●●年●月●日には、確認をした日付を記載してください。

特定事業用資産の移転に係る認定経営革新等支援機関の確認書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

認定経営革新等支援機関名は、○○○○様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第9号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、○○○○様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

第３節　第二種贈与認定個人事業者の認定申請書類

４．生計一親族等 及び 個人事業承継者の**住民票の写し（原本）**

[注意]
・贈与の日以降に取得したものを添付してください。
・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
・同一世帯全員の記載があるもの。
※住民票の写しとは、いわゆるコピーのことではありません。自治体より交付をされる原本を提出してください。
※生計一親族等と個人事業承継者が同一世帯の場合には、１通の提出で構いません。

５．その他、認定の参考となる書類

- **先代事業者と生計一親族等が同一世帯でない場合（住民票が異なる場合）、当該生計一親族等が先代事業者と生計一の親族である旨を証明（様式自由）していただく必要があります。**
- 前年から贈与時までの間の資産及び負債について著しい増減があった場合等には、その年から贈与時までの試算表などを提出いただくことがあります。
- その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料を提出いただくことがあります。

６．返信用封筒

定形外封筒（宛先を明記してください。）を同封してください。

第４節　第二種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、主に以下の要件等を満たすことが必要です。

個人である中小企業者が法第12条第1項の認定（相続税の納税猶予制度の認定）を受けようとする場合の基本的な手続きについては以下のとおりです。

先代事業者からの移転

個人事業承継計画の作成

先代事業者からの贈与　**先代事業者の相続の発生**

個人事業承継計画は、2019年4月1日から2026年3月31日まで提出することができます。

先代事業者からの贈与又は相続後に個人事業承継計画を作成することも可能です。都道府県知事への認定申請時までに作成してください。

先代事業者からの移転後1年以内に相続

特定事業用資産の相続又は遺贈

先代事業者からの贈与の日又は相続の開始の日から1年を経過する日までに、生計一親族等の相続が開始している場合に適用できます。

8ヶ月以内

都道府県知事への認定申請

相続の開始の日の翌日から5カ月を経過する日（第二種相続申請基準日）から相続開始の日から8カ月を経過する日までの間に、「個人事業承継者」の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁へ認定申請をしてください。

申請書は、「様式第8の6」を使用してください。

10ヶ月以内

相続税の申告・担保の提供

相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に、所轄の税務署へ相続税の申告をしてください。（都道府県知事の認定書とその他の必要書類の提出が必要です。）

また、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

第４節　第二種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

○（相続人等）個人事業承継者の要件

1. 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
2. 生計一親族等の相続の開始の時において、先代事業者から第12条第1項の認定に係る贈与又は相続を受けていること
3. 先代事業者の法第12条第1項の認定に係る贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に生計一親族等の相続が開始していること
4. 第二種相続申請基準日※１において、相続等した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
5. 生計一親族等が有する先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て※２を取得していること
6. 生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けようとする資産の全部を第二種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

※１　第二種相続申請基準日とは、相続開始の日の翌日から5カ月を経過する日をいいます。

※２　特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における、当該共有に係る特定事業用資産については、共有持分の全部。

○（被相続人）生計一親族等の要件

1. 先代事業者の生計一親族等であること

※生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいう。

第４節　第二種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たすことが必要です。

相続税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- 個人事業承継計画の確認を受けた個人事業承継者であること

特定事業用資産の相続又は遺贈（以下「相続等」という。）後に個人事業承継者が個人事業承継計画の確認を受けることも可能です。この場合には、都道府県知事への認定申請時までに確認を受けてください。

- 相続等により取得し、相続税を納付することが見込まれること

特定事業用資産については、相続等により取得していることが要件とされます。なお、贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（死因贈与）も、相続等により取得したものとされます。

- 個人である中小企業者であること

個人である中小企業者に該当するかどうかの判定は、下記の表の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で行います。

業種目	従業員数
製造業その他	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業（下記を除く）	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
サービス業のうち旅館業	200人以下

第４節　第二種相続認定個人事業者

- 生計一親族等の相続の開始の時において、先代事業者から認定に係る贈与又は相続を受けていること
- 当該相続が先代事業者の認定に係る贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に生計一親族等の相続が開始していること

生計一親族等からの贈与について、納税猶予の適用を受けることができる期間は以下のとおりです。なお、先代事業者からの贈与（第一種贈与）や相続（第二種相続）と、生計一親族等からの贈与（第二種贈与）は、同日であっても適用可能ですが、先代事業者からの贈与・相続が先に行われている必要があります。

【先代事業者からの承継（第一種）が贈与である場合】

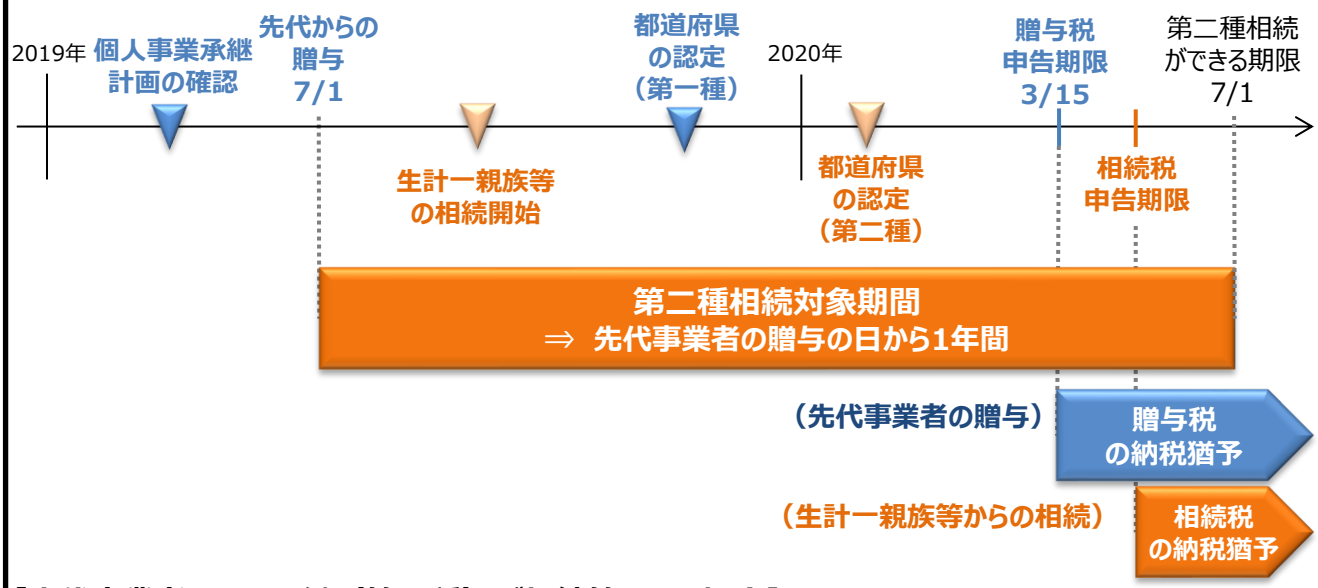

【先代事業者からの承継（第一種）が相続等である場合】

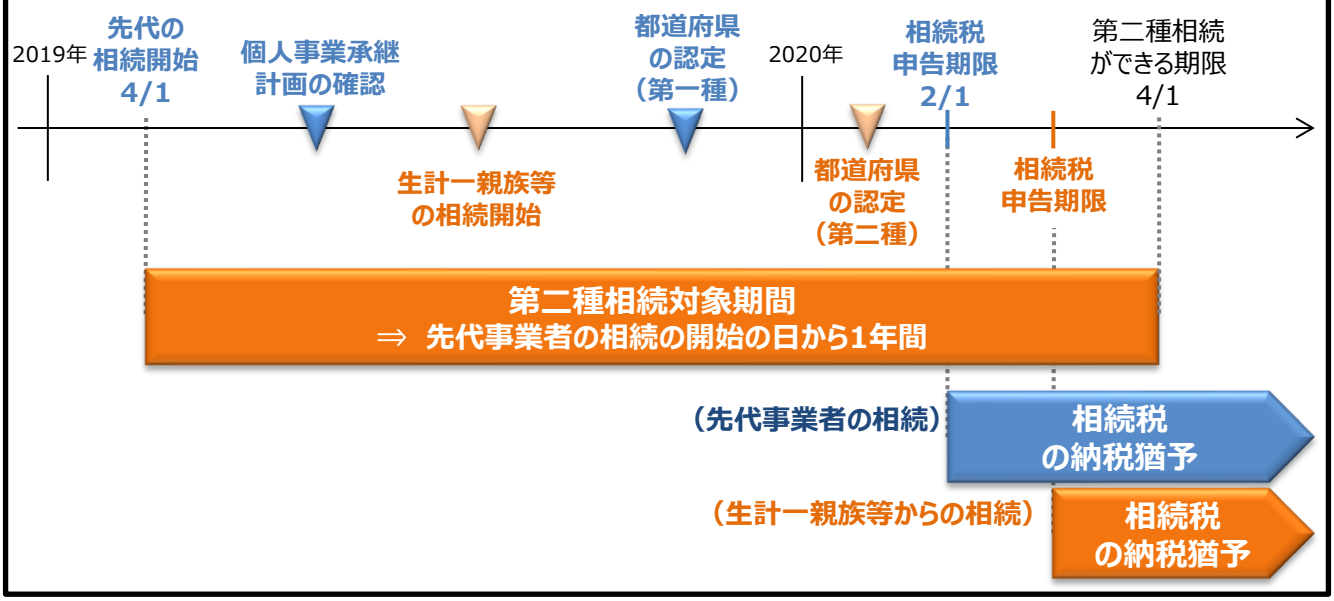

第４節　第二種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第二種相続申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。
「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。
なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 生計一親族等から先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得していること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（生計一親族等が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第二種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てについて、第二種相続申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※　第二種相続申請基準日とは、相続の開始の日の翌日から5カ月を経過する日をいいます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時までに、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

第４節　第二種相続認定個人事業者

- 先代事業者の生計一親族等であること

生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいいます。

【参考．「生計を一にする」の意義について】

「生計を一にする」の意義について、国税庁通達（所得税法基本通達2-47）では、次のように定められています。

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

（1）　勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がある場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ　当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ　これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

（2）　親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

第４節　第二種相続認定個人事業者の認定申請書類

【添付書類】

申請に当たって、提出が必要な書類は下記のとおりです。

１．**認定申請書（原本１部、写し１部）**（→54P）

２．**遺言書又は遺産分割協議書の写し**　及び　**相続税額の見込み額を記載した書類**（→54P）

３．**認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面**（→54P）

４．生計一親族等　及び　個人事業承継者の**住民票の（除票の）写し**（→55P）

５．その他、認定の参考となる書類（→55P）

６．返信用封筒（→55P）

同一年中において事業承継税制の適用を受ける贈与が複数ある場合には、それぞれの贈与に係る認定申請書は一括して提出してください。

第４節　第二種相続認定個人事業者の認定申請書類

申請に当たって、提出が必要な添付書類は下記のとおりです。

１．認定申請書（原本１部、写し１部）

様式第８の６をご使用ください。

２．遺言書又は遺産分割協議書の写し　及び　相続税額の見込み額を記載した書類

①遺言書又は遺産分割協議書の写し
②相続税の見込額を記載した書類

相続税の見込額及び納税猶予見込み税額を記載した書類を添付して下さい（様式自由）。
なお、相続税の申告書第１表、第８の２表及びその付表、第11表でも構いません。

［作成のポイント］

以下の事項が記載されていること。
・特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けるもの（特例事業用資産）の明細。
・通常どおり相続税を払うとした場合の相続税の総額（見込額）。
・納税猶予を受けようとする特定事業用資産に係る相続税額（納税猶予見込額）。

３．認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面

次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面（確認書）を添付してください。

なお、確認時に用いた「特定事業用資産の明細」も提出してください。

- 相続等により取得した特定事業用資産が、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産のすべてであること
- 当該特定事業用資産のうち相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること
- 当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備え付けを行っていること（個人事業承継者が既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、区分整理をしていること）

（例）　　※　令和●●年●月●日には、確認をした日付を記載してください。

特定事業用資産の移転に係る認定経営革新等支援機関の確認書

令和●●年●月●日

都道府県知事　殿

認定経営革新等支援機関名は、○○○○様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第10号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、○○○○様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

第４節　第二種相続認定個人事業者の認定申請書類

４．生計一親族等　及び　個人事業承継者の**住民票の（除票の）写し（原本）**

[注意]
・相続の開始の日以降に取得したものを添付してください。
・請求される際は、「死亡した者を含んだものが必要」である旨を伝えて下さい。
・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
・同一世帯全員の記載があるもの。
※住民票の写しとは、いわゆるコピーのことではありません。自治体より交付をされる原本を提出してください。
※先代事業者と個人事業承継者が同一世帯の場合には、１通の提出で構いません。

５．その他、認定の参考となる書類

- **先代事業者と生計一親族等が同一世帯でない場合（住民票が異なる場合）、当該生計一親族等が先代事業者と生計一の親族である旨を証明（様式自由）していただく必要があります。**
- 前年から相続等の時までの間の資産及び負債について著しい増減があった場合等には、その年から相続等の時までの試算表などを提出いただくことがあります。
- その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料を提出いただくことがあります。

６．返信用封筒

定形外封筒（宛先を明記してください。）を同封してください。

第５節　贈与同年相続

《認定要件の特例》
●贈与した年に贈与者の相続が開始した場合の認定については、下記のように取り扱います。

○相続又は遺贈により取得したものとみなす

贈与の日の属する年に贈与者の相続が開始した場合で、当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第19条等の規定の適用を受けるときは、特定事業用資産が贈与税の課税価格に算入されないため、贈与税の納税猶予の前提となる贈与認定個人事業者（※１）の認定の対象になりません（相続税法第21条の2第4項、第28条第4項）。

他方で、相続税の課税価格に算入されるため、相続税の納税猶予の前提となる相続認定個人事業者（※２）としての認定の対象となります。

つまり、特定事業用資産の贈与をした年に、贈与者の相続が開始し、贈与者から後継者に対して当該特定事業用資産以外の資産の相続又は遺贈があった場合には、相続認定個人事業者の認定の対象となります。

一方、当該相続又は遺贈により財産を取得しない場合には、相続税法第19条等の規定の適用はありませんので、贈与税の課税対象となることから、贈与認定個人事業者の認定の対象となります。

★贈与税の対象となるか相続税の対象となるかは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご確認ください。

※１
贈与認定個人事業者とは、第一種贈与認定個人事業者、第二種贈与認定個人事業者を総称しております。

※２
相続認定個人事業者とは、第一種相続認定個人事業者、第二種相続認定個人事業者を総称しております。

第６節　認定前に後継者が死亡した場合

《認定要件の特例》
●受贈者が法12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第7号、9号の事由に限る。）前に死亡した場合の認定については、下記のように取り扱います。

○受贈者が死亡した場合にその相続人が受けられる認定

後継者（受贈者）が贈与税の申告期限前に死亡した場合には、後継者（受贈者）の相続人が贈与税の申告を行うことになります（相続税法第28条第2項第1号の規定により準用される第27条第2項）。

このことを踏まえて、贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の8）の対象となり得る特定事業用資産の贈与を受けた者（後継者（２代目））が都道府県知事の認定を受ける前に死亡した場合（施行規則第6条第16項第7号、第9号の事由に該当している場合に限ります。）には、当該後継者（２代目）から相続又は遺贈により当該特定事業用資産を取得した後継者の後継者（３代目）について、施行規則第6条第16項第8号、第10号の事由により認定を受けることができるときに限り、後継者（２代目）の特定事業用資産の取得に関し、第7号、第9号の事由に係る認定も受けることができます。

《認定要件の特例》
●相続人が法第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第8号、10号の事由に限る。）前に死亡した場合の認定については、下記のように取り扱います。

○相続人が死亡した場合にその相続人が受けられる認定

相続人が相続税の申告期限前に死亡した場合には、当該相続人の相続人が相続税の申告を行うことになります（相続税法第27条第2項）。

このことを踏まえて、相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の10）の対象となり得る特定事業用資産を相続又は遺贈により取得した者（後継者（２代目））が都道府県知事の認定を受ける前に死亡した場合（施行規則第6条第16項第8号、第10号の事由に該当している場合に限る。）には、当該後継者（2代目）から相続又は遺贈により当該特定事業用資産を取得した後継者の後継者（３代目）について、施行規則第6条第16項第8号、第10号の事由により認定を受けることができるときに限り、後継者（２代目）の特定事業用資産の取得に関し、同様に認定を受けることができることとしています。

第３章　認定の取消しについて

第1節　認定取消事由の概要（贈与）

経営承継円滑化法の有効期間内（認定から2年間）に認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。認定の取消事由の概要については、下表を参照してください。

※認定の有効期間経過後は都道府県への報告は原則として不要ですが、税務署への手続きは必要です。
税務上の取消事由・報告等については最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

【猶予されていた贈与税が免除となる取消事由】

事由	円滑化法上の手続	取扱い
１．認定個人事業者（受贈者）が死亡した場合	随時報告	免除
２．先代事業者(贈与者)が死亡した場合	切替確認 （相続税の納税猶予を適用する場合）	贈与税免除 相続税対象
３．認定個人事業者（受贈者）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合	随時報告	免除
４．認定個人事業者（受贈者）について破産手続開始の決定があった場合	随時報告	免除
５．認定個人事業者（受贈者）が特定申告期限※１の翌日から5年経過後に、特例受贈事業用資産※２の全てについて「免除対象贈与」を行った場合	税務上のみ	免除
６．経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、第三者に特例受贈事業用資産の「全て」を譲渡等した場合又は事業の廃止をした場合等 ７．再生計画の認可の決定があった場合において、財産評定が行われた場合	税務上のみ	一部免除 （再計算免除）
８．認定個人事業者（受贈者）が、第三者に特例受贈事業用資産の「全て」を譲渡等した場合又は再生計画の認可の決定に基づき再生計画を遂行するために譲渡等をした場合	税務上のみ	一部免除 （時価上限免除）

【猶予されていた贈与税が納税となる取消事由】

事由	円滑化法上の手続	取扱い
９．特定事業用資産に係る事業を廃止した場合 ※経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合等には一定の減免あり	随時報告	納税
１０．特定事業用資産の「全て」を譲渡した場合 ※経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合等には一定の減免あり ※一部譲渡の場合、「16.特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合」に該当	随時報告	納税
１１．特定事業用資産の「全て」が青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合 ※一部の場合、「16.特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合」に該当	随時報告	納税
１２．青色申告の承認申請が却下若しくは取消され、又はやめる旨の届出書を提出した場合	随時報告	納税
１３．特定事業用資産に係る事業が資産管理事業、性風俗関連特殊営業に該当した場合	随時報告	納税
１４．特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零となった場合	随時報告	納税
１５．自発的な猶予の取消申請をした場合	取消申請書 （随時報告は不要）	納税
１６．特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合 ただし、次の場合を除く ① 陳腐化等の事由により廃棄した場合 ② 譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得したとき ③ 特定申告期限の翌日から5年経過後に、法人成りした場合	税務上のみ	一部納税
１７．継続届出書を提出期限までに提出しなかった場合	税務上のみ	納税

※１「特定申告期限」とは、納税猶予の適用に係る最初の申告期限をいいます。
※２「特例受贈事業用資産」とは、特定事業用資産のうち、贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

第３章　認定の取消しについて

第１節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

経営承継円滑化法の有効期間内（認定から2年間）に認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。

※認定の有効期間経過後は都道府県への報告は原則として不要ですが、税務署への手続きは必要です。
税務上の取消事由・報告等については最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

１．認定個人事業者（受贈者）が死亡した場合

認定個人事業者（受贈者）が死亡した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税が免除されます。

２．先代事業者（贈与者）が死亡した場合

先代事業者（贈与者）が死亡した場合には猶予されていた贈与税は免除され、相続税の課税対象となります。この場合において、認定個人事業者が相続税の納税猶予を適用する場合には、切替確認を受ける必要があります。詳細は68頁をご参照ください。

３．認定個人事業者（受贈者）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合

認定個人事業者（受贈者）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税が免除されます。

なお、重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護5）を受けたこと。

４．認定個人事業者（受贈者）について破産手続開始の決定があった場合

認定個人事業者（受贈者）について破産手続開始の決定があった場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税が免除されます。

５．認定個人事業者（受贈者）が特定申告期限の翌日から5年経過後に、特例受贈事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
６．経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例受贈事業用資産の「全て」の譲渡等又は事業の廃止をした場合
７．再生計画の認可の決定があった場合において、財産評定が行われた場合
８．認定個人事業者（受贈者）が、第三者に特例受贈事業用資産の「全て」を譲渡等した場合又は再生計画の認可の決定に基づき再生計画を遂行するために譲渡等をした場合

これらに該当した場合には、猶予されていた贈与税が免除又は減免されます。なお、いずれも租税特別措置法上にのみ規定されている事由であるため、詳細は最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

第３章　認定の取消しについて

第１節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

９．認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業を廃止した場合

認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業を廃止した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

なお、先代事業者が営んでいた事業を転業する場合（不動産賃貸業、資産保有型事業及び資産運用型事業に該当する場合を除く）は、当該取消事由に該当しません。

１０．認定に係る贈与により取得した特定事業用資産の全てを譲渡した場合

認定に係る贈与により取得した特定事業用資産の全てを譲渡した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

ただし、認定個人事業者（受贈者）が租税特別措置法第70条の6の8第5項（買換）の承認を受けた場合において、当該譲渡があった日から1年を経過する日までに当該承認に係る譲渡の対価の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられた場合には、認定は取り消されません。

なお、経営承継円滑化法上は、「全て」を譲渡した場合のみ取消事由に該当しますが、租税特別措置法上は、「一部」を譲渡した場合もその部分に係る納税が必要となる場合がございます。租税特別措置法上の取扱い等は、最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

１１．認定に係る贈与により取得した特定事業用資産の全てが青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合

認定に係る贈与により取得した特定事業用資産の全てが青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合には認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

１２．認定個人事業者（受贈者）の青色申告の承認申請が却下された場合

認定個人事業者（受贈者）の青色申告の承認申請が却下された場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

ところで、青色申告の承認申請は、青色申告の承認を受けようとする年の12月31日（11月1日以後に新たに業務を開始した場合については、翌年2月15日）までに承認又は却下の処分がなかった場合には、その日において承認があったものとみなされます（いわゆる自動承認）。

自動承認より前に都道府県庁への認定申請を行うこともあることから、その承認見込も認めているところですが、当該承認申請が結果的に却下された場合には事後的に取消事由に該当することとなります。

第３章　認定の取消しについて

第１節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

１２．認定個人事業者（受贈者）の青色申告の承認が取り消された場合

認定個人事業者（受贈者）の青色申告の承認が取り消された場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

なお、次のような場合に、税務署長より青色申告の承認が取り消されます。

- 帳簿書類を備付け、記録又は保存しない場合（提示しない場合を含みます）。
- 帳簿書類について税務署長の指示に従わない場合。
- 隠ぺい、仮装等があった場合。

１２．認定個人事業者（受贈者）が青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合

認定個人事業者（受贈者）が青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

１３．認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当した場合

一の日において、当該贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

なお、認定個人事業者（受贈者）が事業活動のために必要な資金の借入れを行ったこと、事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因した保険金の取得その他租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に規定する事由が生じたことにより、特定個人事業資産の割合が70%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型事業に該当しないものとみなされます。

１３．認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当した場合

贈与の日の属する年以後のいずれかの年において、当該贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

なお、認定個人事業者（受贈者）が事業活動のために特定個人事業資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に規定する事由が生じたことにより、一の年における総収入金額に占める特定個人事業資産の運用収入の合計額の割合が75%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日の属する年及びその翌年は、資産運用型事業に該当しないものとみなされます。

第３章　認定の取消しについて

第１節　認定取消事由（贈与）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

１３．認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合

認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、取消事由には該当しません。

１４．認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零となった場合

贈与の日の属する年以後のいずれかの年において、総収入金額が零であった場合には、事業を継続している実態がないことから、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

１５．自発的な猶予の取消申請をした場合

認定個人事業者（受贈者）が自ら認定取消申請を行う場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。

認定を受けた個人事業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、「様式第10の2」を使用して下さい（随時報告は不要）。

１６．特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合
ただし、次の場合を除く
- 陳腐化等の事由により廃棄した場合
- 譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得したとき
- 特定申告期限の翌日から5年経過後に、法人成りした場合

１７．継続届出書を提出期限までに提出しなかった場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合（一定の陳腐化等を除きます。）、税務署へ継続届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、猶予されていた贈与税及び利子税を納税する必要があります。詳細は最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

第2節　認定取消事由の概要（相続）

経営承継円滑化法の有効期間内（認定から2年間）に認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。
認定の取消事由の概要については、下表を参照してください。

※認定の有効期間経過後は都道府県への報告は原則として不要ですが、税務署への手続きは必要です。
税務上の取消事由・報告等については最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

【猶予されていた相続税が免除となる取消事由】

事由	円滑化法上の手続	取扱い
１．認定個人事業者（相続人等）が死亡した場合	随時報告	免除
２．認定個人事業者（相続人等）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合	随時報告	免除
３．認定個人事業者（相続人等）について破産手続開始の決定があった場合	随時報告	免除
４．認定個人事業者（相続人等）が特定申告期限※１の翌日から5年経過後に、特例事業用資産※２の全てについて「免除対象贈与」を行った場合	税務上のみ	免除
５．経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例事業用資産の「全て」の譲渡等又は事業の廃止をした場合 ６．再生計画の認可の決定があった場合において、財産評定が行われた場合	税務上のみ	一部免除 （再計算免除）
７．認定個人事業者（相続人等）が、第三者に特例事業用資産の「全て」を譲渡等した場合又は再生計画の認可の決定に基づき再生計画を遂行するために譲渡等をした場合	税務上のみ	一部免除 （時価上限免除）

【猶予されていた相続税が納税となる取消事由】

事由	円滑化法上の手続	取扱い
８．特定事業用資産に係る事業を廃止した場合 ※経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合等には一定の減免あり	随時報告	納税
９．特定事業用資産の「全て」を譲渡した場合 ※経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合等には一定の減免あり ※一部譲渡の場合、「16.特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合」に該当	随時報告	納税
１０．特定事業用資産の「全て」が青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合 ※一部譲渡の場合、「16.特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合」に該当	随時報告	納税
１１．青色申告の承認申請が却下若しくは取消され、又はやめる旨の届出書を提出した場合	随時報告	納税
１２．特定事業用資産に係る事業が資産管理事業、性風俗関連特殊営業に該当した場合	随時報告	納税
１３．特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零となった場合	随時報告	納税
１４．自発的な猶予の取消申請をした場合	取消申請書 （随時報告は不要）	納税
１５．特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合 ただし、次の場合を除く ①　陳腐化等の事由により廃棄した場合 ②　譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得したとき ③　特定申告期限の翌日から5年経過後に、法人成りした場合	税務上のみ	一部納税
１６．継続届出書を提出期限までに提出しなかった場合	税務上のみ	納税

※１　「特定申告期限」とは、納税猶予の適用に係る最初の申告期限をいいます。
※２　「特例事業用資産」とは、特定事業用資産のうち、相続税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

経営承継円滑化法の有効期間内（認定から2年間）に認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。

※認定の有効期間経過後は都道府県への報告は原則として不要ですが、税務署への手続きは必要です。
税務上の取消事由・報告等については最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

１．認定個人事業者（相続人等）が死亡した場合

認定個人事業者（相続人等）が死亡した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税が免除されます。

２．認定個人事業者（相続人等）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合

認定個人事業者（相続人等）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税が免除されます。

なお、重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと。
- 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- 要介護認定（要介護5）を受けたこと。

３．認定個人事業者（相続人等）について破産手続開始の決定があった場合

認定個人事業者（相続人等）について破産手続開始の決定があった場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税が免除されます。

４．認定個人事業者（相続人等）が特定申告期限の翌日から5年経過後に、特例事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
５．経営環境の悪化など事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例事業用資産の「全て」の譲渡等又は事業の廃止をした場合
６．再生計画の認可の決定があった場合において、財産評定が行われた場合
７．認定個人事業者（相続人等）が特定申告期限の翌日から5年経過後に、第三者に特例事業用資産の「全て」を譲渡等した場合又は再生計画の認可の決定に基づき再生計画を遂行するために譲渡等をした場合

これらに該当した場合には、猶予されていた相続税が免除又は減免されます。なお、いずれも租税特別措置法上にのみ規定されている事由であるため、詳細は最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

８．認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業を廃止した場合

認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業を廃止した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

なお、先代事業者が営んでいた事業を転業する場合（不動産賃貸業、資産保有型事業及び資産運用型事業に該当する場合を除く）は、当該取消事由に該当しません。

９．認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産の全てを譲渡した場合

認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産の全てを譲渡した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

ただし、認定個人事業者（相続人等）が租税特別措置法第70条の6の10第5項（買換）の承認を受けた場合において、当該譲渡があった日から1年を経過する日までに当該承認に係る譲渡の対価の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられた場合には、認定は取り消されません。

なお、経営承継円滑化法上は、「全て」を譲渡した場合のみ取消事由に該当しますが、租税特別措置法上は、「一部」を譲渡した場合もその部分に係る納税が必要となる場合がございます。租税特別措置法上の取扱い等は、最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

１０．認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産の全てが青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合

認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産の全てが、青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合には認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

１１．認定個人事業者（相続人等）の青色申告の承認申請が却下された場合

認定個人事業者（相続人等）の青色申告の承認申請が却下された場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

ところで、青色申告の承認申請は、青色申告の承認を受けようとする年の12月31日（11月1日以後に新たに業務を開始した場合については、翌年2月15日）までに承認又は却下の処分がなかった場合には、その日において承認があったものとみなされます（いわゆる自動承認）。

自動承認より前に都道府県庁への認定申請を行うこともあることから、その承認見込も認めているところですが、当該承認申請が結果的に却下された場合には事後的に取消事由に該当することとなります。

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

１１．認定個人事業者（相続人等）の青色申告の承認が取り消された場合

認定個人事業者（相続人等）の青色申告の承認が取り消された場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

なお、下記のような場合に、税務署長より青色申告の承認が取り消されます。

- 帳簿書類を備付け、記録又は保存しない場合（提示しない場合を含みます）。
- 帳簿書類について税務署長の指示に従わない場合。
- 隠ぺい、仮装等があった場合。

１１．認定個人事業者（相続人等）が青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合

認定個人事業者（相続人等）が青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

１２．認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当した場合

一の日において、当該相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

なお、認定個人事業者（相続人等）が事業活動のために必要な資金の借入れを行ったこと、事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因した保険金の取得その他租税特別措置法施行規則第23条の8の10第7項に規定する事由が生じたことにより、特定個人事業資産の割合が70%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型事業に該当しないものとみなされます。

１２．認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当した場合

相続の開始の日の属する年以後のいずれかの年において、相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

なお、認定個人事業者（相続人等）が事業活動のために特定個人事業資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に規定する事由が生じたことにより、一の年における総収入金額に占める特定個人事業資産の運用収入の合計額の割合が75%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日の属する年及びその翌年は、資産運用型事業に該当しないものとみなされます。

第2節　認定取消事由（相続）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る取消事由》

１２．認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合

認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、取消事由には該当しません。

１３．認定に係る相続又は遺贈により取得した特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零となった場合

相続の開始の日の属する年以後のいずれかの年において、総収入金額が零であった場合には、事業を継続している実態がないことから、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

１４．自発的な猶予の取消申請をした場合

認定個人事業者（相続人等）が自ら認定取消申請を行う場合には、認定が取り消され、税務上は猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。

認定を受けた個人事業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、「様式第10の2」を使用して下さい（随時報告は不要）。

１５．特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合
ただし、次の場合を除く
- 陳腐化等の事由により廃棄した場合
- 譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得したとき
- 特定申告期限の翌日から5年経過後に、法人成りした場合

１６．継続届出書を提出期限までに提出しなかった場合

特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合（一定の陳腐化等を除きます。）、税務署へ継続届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、猶予されていた相続税及び利子税を納税する必要があります。詳細は最寄りの税務署・税理士等の専門家にご確認ください。

切替確認を受ける場合

「切替確認」とは、贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている後継者に対し、その贈与をした贈与者の相続が開始した場合において、租税特別措置法第70条の6の9の規定により、相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産に係る相続税につき相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けるための前提となる手続です。

切替確認は、後継者が、過去に贈与認定個人事業者であった場合（つまり、認定の有効期限を経過した者である場合を含みます。ただし認定が取り消された者である場合は除きます。）又は現に贈与認定個人事業者である場合であって、贈与者の相続が開始したときには、次ページに掲げる要件のいずれにも該当していることにつき、都道府県知事の確認（切替確認）を受けることができます。この切替確認を受けることにより、贈与税の納税猶予制度の対象となっている特例受贈事業用資産について、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができます。

ただし、その贈与をした贈与者の相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書等を税務署へ提出する必要があります。

相続税の申告手続や計算方法については、最寄りの税務署や税理士等の専門家へお問い合わせ下さい。

【複数の贈与認定個人事業者がいる場合】

一の贈与者が複数の後継者に対し贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の8）に係る贈与を行っている場合において、当該贈与者の相続が開始したときは、切替確認は後継者ごとに行う必要があります。

【猶予継続贈与（免除対象贈与）を行った場合の取り扱い】

「猶予継続贈与」とは、贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法70条の6の8）を受けている後継者（２代目）が、特定申告期限※の翌日から5年を経過する日後に、特例受贈事業用資産を次の後継者（３代目）に贈与し、その後継者が贈与税の納税猶予制度を受ける場合における贈与をいいます。後継者(２代目)が先代事業者(１代目)の生きているうちに、次の後継者(３代目)に猶予継続贈与を行った場合で、先代事業者(１代目)の相続が発生したときは、３代目が相続又は遺贈により先代事業者（1代目）から取得したものとみなして相続税を計算するため、３代目が切替確認の手続きを行う必要があります。

※特定申告期限とは、最初の贈与税の納税猶予制度に係る贈与の申告期限をいいます。

【適用期限との関係】

贈与税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の8）を受けている場合には、贈与者の相続の発生が2029年以降になったとしても、相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けることができます。

（例）2019年に贈与税の納税猶予の認定を受けた後、2040年に贈与者の相続が発生したとしても、当該相続税については相続税の納税猶予を適用できます。

【法人成りをした場合】

後継者が特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転し、その移転につき租税特別措置法第70条の6の8第6項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、その贈与をした贈与者の相続が開始したときは、当該現物出資に係る会社が、切替確認を受けることができます。

切替確認を受ける場合

【切替確認を受けるための要件】

贈与税から相続税の納税猶予制度への切替確認の要件を満たすには、以下の要件を満たす必要があります。なお、申請書は、「様式第17の2」を使用してください。

- 当該相続の開始の時において、その認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと。
- 当該相続の開始の日の属する年の前年において、その認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと。
- 当該相続の開始の時において、その認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
- 当該相続の開始の日の属する年の前年において、その認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零を超えること。
- 当該相続の開始の時において、贈与認定個人事業者等が青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること。

【法人成り後、切替確認を受けるための要件】

法人成り後、贈与税から相続税の納税猶予制度への切替確認の要件を満たすには、以下の要件を満たす必要があります。なお、申請書は、「様式第17の3」を使用してください。

- 租税特別措置法第70条の6の8第6項に規定する承認を受けていること。
- 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該会社の総収入金額が零を超えること。
- 当該相続の開始の時において、当該会社が資産保有型会社に該当しないこと。
- 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該会社が資産運用型会社に該当しないこと。
- 当該相続の開始の時において、当該会社が風俗営業会社に該当しないこと。
- 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該会社の総収入金額が零を超えること。

切替確認を受ける場合

【切替確認を受けるための要件】

贈与者の相続が開始した場合で切替確認を受けるときは、当該贈与者の相続の開始の日の翌日から8月を経過する日までに、「様式第17の2」による申請書に一定の書類を添付して都道府県知事に報告をする必要があります。

切替確認時の要件
資産保有型事業に該当しないこと
資産運用型事業に該当しないこと
総収入金額が零を超えていること
性風俗関連特殊営業に該当しないこと
青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること

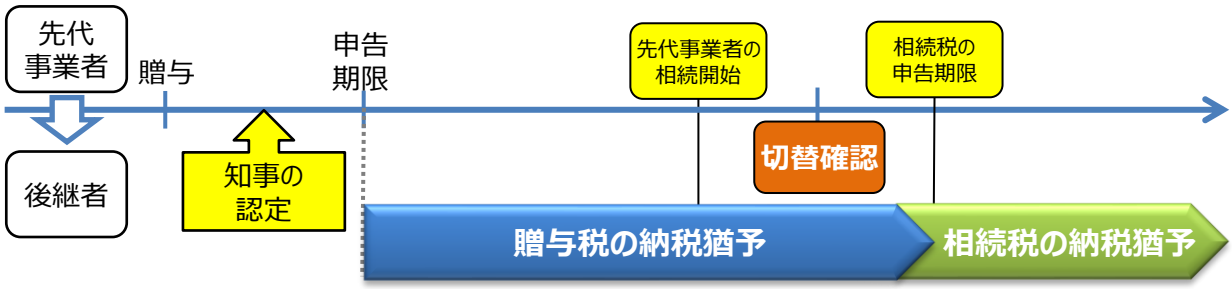

【法人成り後、切替確認を受けるための要件】

法人成り後、贈与者の相続が開始した場合で切替確認を受けるときは、当該贈与者の相続の開始の日の翌日から8月を経過する日までに、「様式第17の3」による申請書に一定の書類を添付して都道府県知事に報告をする必要があります。

切替確認時の要件
租税特別措置法第70条の6の8第6項に規定する承認を受けていること
資産保有型会社に該当しないこと
資産運用型会社に該当しないこと
総収入金額が零を超えていること
風俗営業会社に該当しないこと

切替確認を受ける場合

【同一生計親族等からの贈与について切替確認を受ける場合】

第二種贈与として同一生計親族等から特定事業用資産の贈与を受け、贈与税の納税猶予の適用を受けている後継者について、当該同一生計親族等の相続が開始した場合であって、切替確認を受けるときは、当該同一生計親族等の相続の開始の日の翌日から8月を経過する日までに、「様式第17の2」による申請書に一定の書類を添付して都道府県知事に報告をする必要があります。

切替確認時の要件
資産保有型事業に該当しないこと
資産運用型事業に該当しないこと
総収入金額が零を超えていること
性風俗関連特殊営業に該当しないこと
青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること

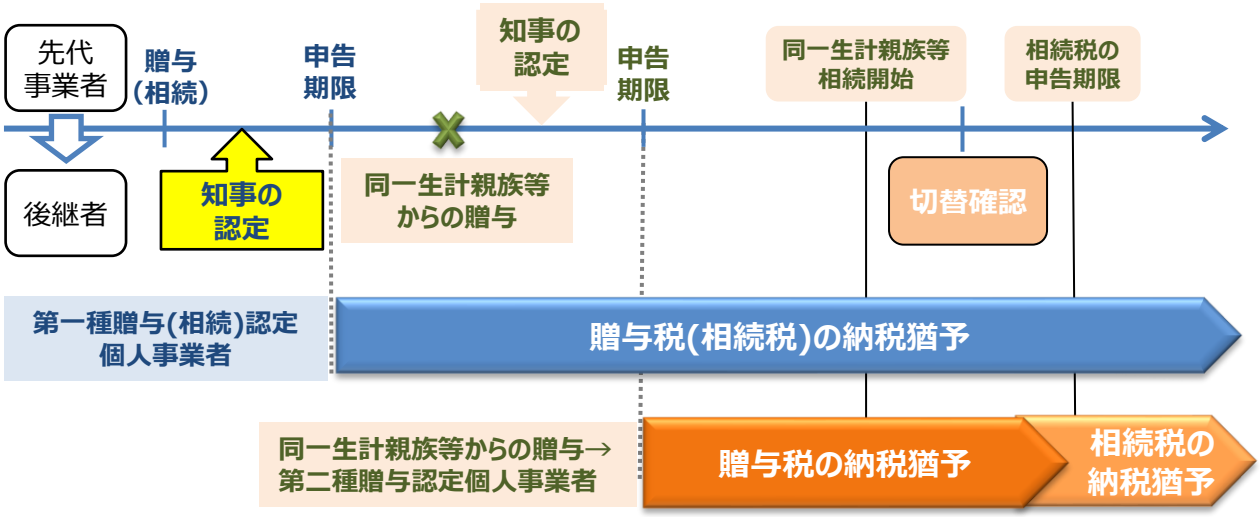

※後継者は、第一種贈与(相続)認定個人事業者 兼 第二種贈与認定個人事業者

【切替確認を受けない場合】

贈与者の相続が発生した場合で切替確認を受けないときには、相続又は遺贈により取得したとみなされた特例受贈事業用資産について、相続税の納税猶予制度の適用を受けることはできません。

相続税の申告の要否や手続、計算方法については、最寄りの税務署や税理士等の専門家へお問い合わせ下さい。

1．個人である中小企業者

経営承継円滑化法の対象となる個人である中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のような個人とされています。

業種目	従業員数
製造業その他	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業（下記を除く）	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
サービス業のうち旅館業	200人以下

➢ **個人である中小企業者の判断にあたっては、下記の手順でご確認ください。**

１．まずは、日本標準産業分類(最新版は第14回)をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示から営む事業がどの分類にあてはまるのかご確認ください。

２．次ページの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

３．２.で確認をした業種目の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で個人である中小企業者に該当するのか判断を行います。

参考．「常時使用する従業員の数」について

青色申告決算書にある「給料賃金の内訳（農業所得の場合は「雇入費の内訳」）」、「専従者給与の内訳」に記載されている従業員の合計数で算定をします。なお、日雇労働者、短期間雇用労働者（当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者）は常時使用する従業員には該当しません。

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額 給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	歳	月	円	円	円	円
その他（　人分）						
計	延べ従事月数					

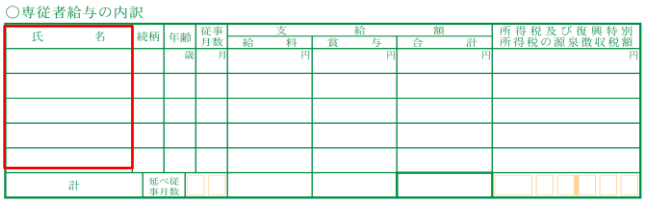
○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額 給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		歳	月	円	円	円	円
計		延べ従事月数					

第１４回改定（令和６年４月１日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
製造業その他	下記以外の全て
卸売業	大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 中分類５０（各種商品卸売業） 中分類５１（繊維・衣服等卸売業） 中分類５２（飲食料品卸売業） 中分類５３（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類５４（機械器具卸売業） 中分類５５（その他の卸売業）
小売業	大分類Ｆ（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 中分類３３１３　電気小売業 中分類３４１３　ガス小売業 大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 中分類５６（各種商品小売業） 中分類５７（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類５８（飲食料品小売業） 中分類５９（機械器具小売業） 中分類６０（その他の小売業） 中分類６１（無店舗小売業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類７６（飲食店） 中分類７７（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類Ｇ（情報通信業）のうち 中分類３８（放送業） 中分類３９（情報サービス業） 小分類４１１（映像情報制作・配給業） 小分類４１２（音声情報制作業） 小分類４１５（広告制作業） 小分類４１６（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類Ｈ（運輸業、郵便業）のうち 細分類４８９２　レッカー・ロードサービス業 大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類６９３（駐車場業） 中分類７０（物品賃貸業） 大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類７５（宿泊業） 大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）　※ただし、小分類７９１（旅行業）は除く 大分類Ｏ（教育、学習支援業） 大分類Ｐ（医療、福祉） 大分類Ｑ（複合サービス事業） 大分類Ｒ（サービス業＜他に分類されないもの＞）

2．特定事業用資産

「**特定事業用資産**」とは、先代事業者の事業※1の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの※2，3をいいます。また、「**特例事業用資産**」とは特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものを、「**特例受贈事業用資産**」とは特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上、面積制限はありません。

① 宅地等

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。

② 建物

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。

③ 減価償却資産

- 固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）
- 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車等
- その他上記に準ずるもの(貨物運送用の一定の自動車、取得価額500万円以下の乗用自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産)

※1 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。
※2 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含みます。
※3 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
※4 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、不動産貸付業に該当しません。
※5 先代事業者の営む事業に従事する使用人の寄宿舎等(先代事業者の親族のみが使用していたものを除く。)の用に供されていた建物及びその敷地の用に供されていた宅地等は、特定事業用資産に該当します。

個人事業者が保有している資産

- **自宅の宅地等、自宅の建物等、預貯金、有価証券、金品　など**

うち、事業用資産(事業の用に供されている資産)

- **不動産貸付用の宅地**
- **不動産貸付用の建物**

事業の種類として対象外

- **棚卸資産**
- **事業用の預貯金**
- **売掛金　　など**

資産の種類として対象外

うち、**特定事業用資産**

- **事業用の宅地等（400㎡）**
- **事業用の建物（800㎡）**
- **減価償却資産**
  （固定資産税の課税対象等）

納税猶予の対象

特定事業用資産のうち
納税猶予の適用をうけるもの

- **特例事業用資産**
- **特例受贈事業用資産**

３．青色申告

所得税の申告は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採っています。所得金額を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴い作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて次のような有利な取扱いが受けられる青色申告の制度があります。

○青色申告特別控除

取引を正規の簿記の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して法定申告期限内に提出している場合には、原則として所得から最高65万円を控除することとされています。また、それ以外の青色申告者については、最高10万円を控除することとされています。

○その他の青色申告の特典

青色事業専従者給与、貸倒引当金、純損失の繰越し・繰戻し　など

【租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係る青色申告書】

経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けるためには、先代事業者が3年以上租税特別措置法第25条の2第3項の規定（いわゆる５５万円（電子申告等を行う場合は６５万円）控除）の適用に係る青色申告書を提出している必要があります。認定上は、青色申告決算書の「青色申告特別控除額の計算」欄における「65万円又は５５万円の青色申告特別控除を受ける場合※」欄に記載があるか等で確認します。

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

			金額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）		⑥	（赤字のときは０）　円
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の㊸欄の金額を書いてください。）		⑦	（赤字のときは０）
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
	青色申告特別控除額（「65万円又は55万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	
上記以外の場合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
	青色申告特別控除額（「10万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	

４．納税地

所得税の確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署長に提出することになっています。納税地とは一般的には「住所地」になります。住所とは、生活の本拠のことをいい、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定されます。

なお、納税地の特例により国内に住所のほかに居所がある者は、住所地に代えて居所地を納税地とすることができます。また、国内に住所又は居所のいずれかがあり、さらに事業所などがある者は、住所地等に代えてその事業所などの所在地を納税地にすることもできます。納税地の特例を受けようとする者は、いずれの場合にも、本来の納税地を所轄する税務署長に、納税地の特例を受けたい旨の届出書(「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」)を提出する必要があります。

【認定申請等を行う場合の提出先】

認定申請を行う際の提出先は、「主たる事務所の所在地」を管轄する都道府県となるため、「住所地≠主たる事務所の所在地」となる場合等は、納税地と異なる場合がございます。

○個人事業承継計画の提出先：　先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁

○認定申請の提出先：　個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁

5．個人事業の開業届出・廃業届出の手続

新たに事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の開始、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止若しくは事業を廃止した者は、原則として当該事業の開始等の事実があった日から1月以内に納税地の所轄税務署長に対し、個人事業の開業届出・廃業届出等の手続を行う必要があります。

経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けるためには、個人事業承継者は認定申請時までに「開業の届出書」を、先代事業者は認定申請時までに「廃業の届出書」※を納税地の所轄税務署長へ提出をする必要があります。

※相続又は遺贈を事由として認定を受ける場合にはこの限りではありません。

【個人事業の開業・廃業等届出書】

税務署受付印

1	0	4	0

個人事業の開業・廃業等届出書

＿＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） （〒　　－　　） （TEL　　－　　－　　）		
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒　　－　　） （TEL　　－　　－　　）		
フリガナ		生年月日	○大正 ○昭和　年　月　日生 ○平成
氏名			
個人番号			
職業		フリガナ 屋号	

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分（該当する文字を○で囲んでください。）	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿ 事務所・事業所の（○新設・○増設・○移転・○廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿		
所得の種類	○不動産所得・○山林所得・○事業（農業）所得〔廃業の場合……○全部・○一部（　　）〕		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日	平成　年　月　日	
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	（電話）	
	移転・廃止前の所在地		
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	平成　年　月　日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	○有・○無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	○有・○無	
事業の概要（できるだけ具体的に記載します。）			

給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		○有・○無	
	使用人			○有・○無	
				○有・○無	
	計				

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	○有・○無	給与支払を開始する年月日	平成　年　月　日

6．青色申告の承認申請の手続

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者のうち、青色申告の承認を受けようとする者は、原則として青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2月以内。）に納税地の所轄税所長に対し提出する必要があります。

ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続開始を知った日の時期に応じて、それぞれに定める一定期間内に提出を行う必要があります。

詳しくは下表を参照してください。

	区　分			提 出 期 限
(1)	贈与による場合	個人事業承継者が既に事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っているとき		贈与日の属する年の3月15日
(2)		（１）以外	（その年の1月16日以後に新規に事業を開始した場合に限る。）	事業を開始した日（贈与日）から2か月以内
(3)	相続又は遺贈による場合	個人事業承継者が既に事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っているとき		相続開始の日の属する年の3月15日
(4)		（３）以外	相続開始の日がその年の1月1日から8月31日	相続開始の日から4か月以内
(5)			相続開始の日がその年の9月1日から10月31日	その年12月31日
(6)			相続開始の日がその年の11月1日から12月31日	翌年2月15日

【所得税の青色申告承認申請書】

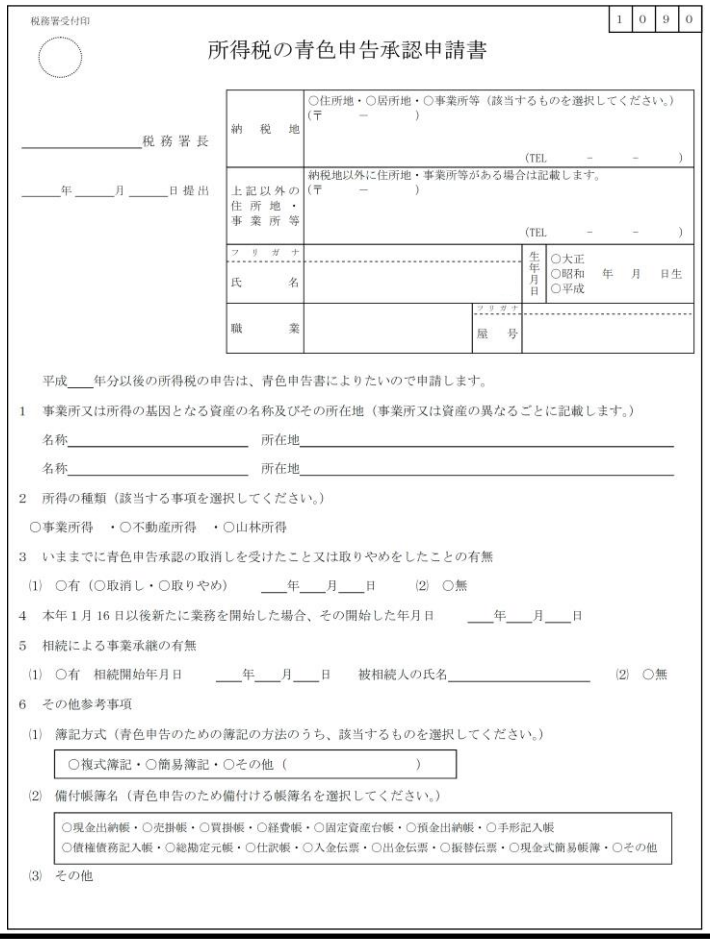

1 0 9 0

税務署受付印

所得税の青色申告承認申請書

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） （〒　－　） （TEL　－　－　）		
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒　－　） （TEL　－　－　）		
フリガナ 氏名		生年月日	○大正 ○昭和　年　月　日生 ○平成
職業		フリガナ 屋号	

平成＿＿年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿

名称＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿

2　所得の種類（該当する事項を選択してください。）

○事業所得　・○不動産所得　・○山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)　○有（○取消し・○取りやめ）　＿＿年＿＿月＿＿日　(2)　○無

4　本年１月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

5　相続による事業承継の有無

(1)　○有　相続開始年月日　＿＿年＿＿月＿＿日　被相続人の氏名＿＿＿＿＿＿　(2)　○無

6　その他参考事項

(1)　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

○複式簿記・○簡易簿記・○その他（　　）

(2)　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）

○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他

(3)　その他

７．特別関係者

個人である中小企業者と以下の関係のある者を「特別関係者」と定義しています。

① 個人である中小企業者の親族

② 個人である中小企業者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 個人である中小企業者の使用人

④ ①から③までに掲げる者以外で代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

⑤ ②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

⑥ 個人である中小企業者と①から⑤までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数（※）の過半数を有している会社
（※）総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいいます（施行規則第1条第14項第6号イ）。

⑦ 個人である中小企業者と①から⑥までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社

⑧ 個人である中小企業者と①から⑦までに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社

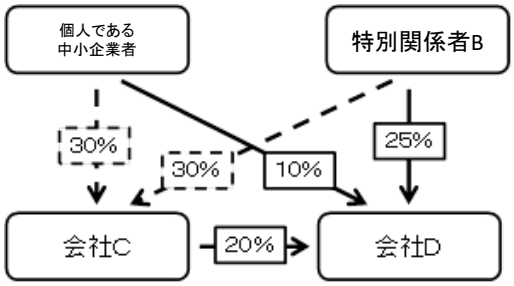

（※）上図の%は議決権株式の保有比率です。この場合、会社Ｃと会社Ｄは両者とも個人である中小企業者の特別関係者に該当します。

参考．「生計を一にする」の意義について

「生計を一にする」の意義について、国税庁通達では、次のように定められています。

〔（参考）「生計を一にする」の意義（所得税法基本通達２－47）〕
法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。
（1） 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がある場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
（2） 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

８．資産保有型事業

個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が、一の日において、下記算式により算定した割合が70%以上である場合における当該事業をいいます。

$$\frac{\text{特定個人事業資産の帳簿価額の合計額（＋特別関係者に支払われた必要経費不算入対価等）}}{\text{特定事業用資産に係る事業所得の貸借対照表に計上されている資産の帳簿価額の総額（＋特別関係者に支払われた必要経費不算入対価等）}} \geqq 70\%$$

※特定事業用資産に係る事業所得の貸借対照表に計上されている資産の帳簿価額の総額及び特定個人事業資産の帳簿価額の合計額の算定に際しては、以下の点に留意が必要です。

１．貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。
２．減価償却資産については、対応する減価償却累計額を控除した後の帳簿価額を用いてください（直接減額方式にあわせて計算します）。
３．貸倒引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定個人事業資産の帳簿価額の合計額から控除しないでください。

なお、上記計算式による特定個人事業資産の割合が70%以上となる場合であっても、やむを得ない事由により特定個人事業資産の割合が70%以上となる場合には、一定の期間、資産運用型事業に該当しないものとみなされます。

○やむを得ない事由による場合

【資産保有型会社の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

個人である中小企業者が事業活動のために必要な資金の借入れを行ったこと、事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因した保険金の取得その他租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に規定する事由が生じたことにより、特定個人事業資産の割合が70%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日から同日以後６月を経過する日までの期間は、資産保有型事業に該当しないものとみなされます。

○やむを得ない事由が生じた場合のイメージ

※資産保有型事業の判定のタイミングは、一の日（いずれかの日）

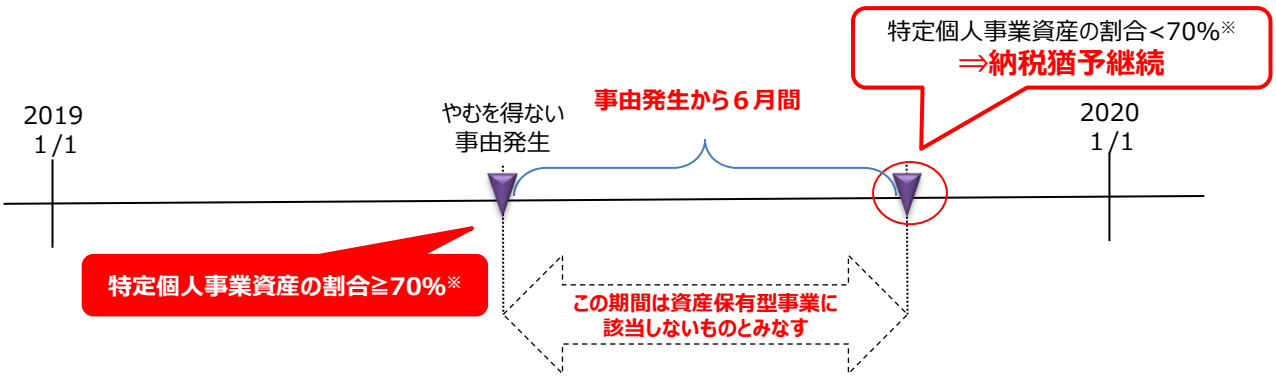

８．資産保有型事業

（１）特定個人事業資産

個人である中小企業者の特定事業用資産に係る事業所得の貸借対照表に計上されている資産のうち、次に掲げるものが該当します。

①　有価証券等

国債証券、地方債証券、株券その他の金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券と持分会社の持分です。

②　現に自ら使用していない不動産

申請者が所有している不動産のうち、現に自ら使用していないものです。太陽光発電設備を設置している不動産や販売用として保有する不動産（仕掛中の未成工事支出金等を含む。）についてもこれに該当するので、申請者自身が自らの事務所や工場として使用している不動産以外のものすべてが該当することになります。

また、一棟の建物のうちに現に自ら使用する部分とそれ以外の部分とがある場合には、一棟の建物の価額を床面積割合その他合理的と認められる割合により按分した価額をもってそれぞれの部分の価額を認識します。

③　ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権、スポーツクラブ会員権、リゾート会員権などです。ただし、ゴルフ会員権等の販売業者が販売目的で所有しているものは、特定個人事業資産から除外されますが、接待用で所有しているものについては、営業先の開拓のためであっても特定個人事業資産に該当します。

④　絵画、貴金属等

絵画、彫刻、工芸品、陶磁器、骨董品などの文化的動産、金、銀などの貴金属、ダイヤモンドなどの宝石です。ただし、これらの資産の販売業者（画廊、骨董品店、宝石店等）が販売目的で所有しているものは、除外されます。

⑤　現預金その他これらに類する資産

現金や預貯金その他これらに類する資産であり、申請者やその特別関係者に対する貸付金や未収金その他これらに類する資産も含まれるものとし、これらの者に対する預け金や差入保証金なども原則としてこれに該当します。

（２）特別関係者に対する必要経費不算入対価等

特別関係者に対して支払われた必要経費不算入対価等については、特定個人事業資産に加算して、資産保有型事業の判定をします。

この必要経費不算入対価等とは、個人である中小企業者の特別関係者が当該個人である中小企業者の特定事業用資産に係る事業に従事したことその他の事由により支払を受けた対価又は給与の金額であって、当該個人である中小企業者の事業所得の計算上、所得税法第56条又は第57条の規定により必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。そのため、生計一親族に該当しない特別関係者が当該事業から支払を受けた対価又は給与の金額は、当該事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるものであっても、所得税法第56条又は第57条の規定により必要経費に算入されるものではないので必要経費不算入対価等に該当します。

なお、加算の対象期間は、当該個人である中小企業者が最初に経営承継円滑化法第12条第1項（施行規則第6条第16項第7号の事由に係るものに限る）の認定に係る贈与の日又は経営承継円滑化法第12条第1項（施行規則第6条第16項第8号の事由に係るものに限る）の認定に係る相続の開始の日から当該一の日までとなります。

９．資産運用型事業

一の年における事業所得に係る総収入金額に占める特定個人事業資産に係る運用収入の割合が、各年末の時点において75%以上である場合における当該事業をいいます。

$$\frac{\text{特定個人事業資産の運用収入}}{\text{特定事業用資産に係る事業所得の総収入金額}} \geqq 75\%$$

総収入金額は、損益計算書上の売上金額（事業付随収入を含みます。）です。

また、特定個人事業資産の運用収入には、特定個人事業資産からの収入（例えば太陽光発電による売電収入）や特定個人事業資産の譲渡（譲渡価額そのものが運用収入となります。）などが含まれます。

なお、上記計算式による特定個人事業資産の運用収入の割合が75%以上となる場合であっても、やむを得ない事由により特定個人事業資産の運用収入の割合が75%以上となる場合には、一定の期間、資産保有型事業に該当しないものとみなされます。

○やむを得ない事由による場合

【資産運用型事業の判定上、やむを得ない事由に該当する場合】

個人である中小企業者が事業活動のために特定個人事業資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に規定する事由が生じたことにより、一の年における総収入金額に占める特定個人事業資産の運用収入の合計額の割合が75%以上となった場合には、当該やむを得ない事由が生じた日の属する年及びその翌年は、資産運用型事業に該当しないものとみなされます。

○やむを得ない事由が生じた場合のイメージ

※資産運用型事業の判定のタイミングは年末

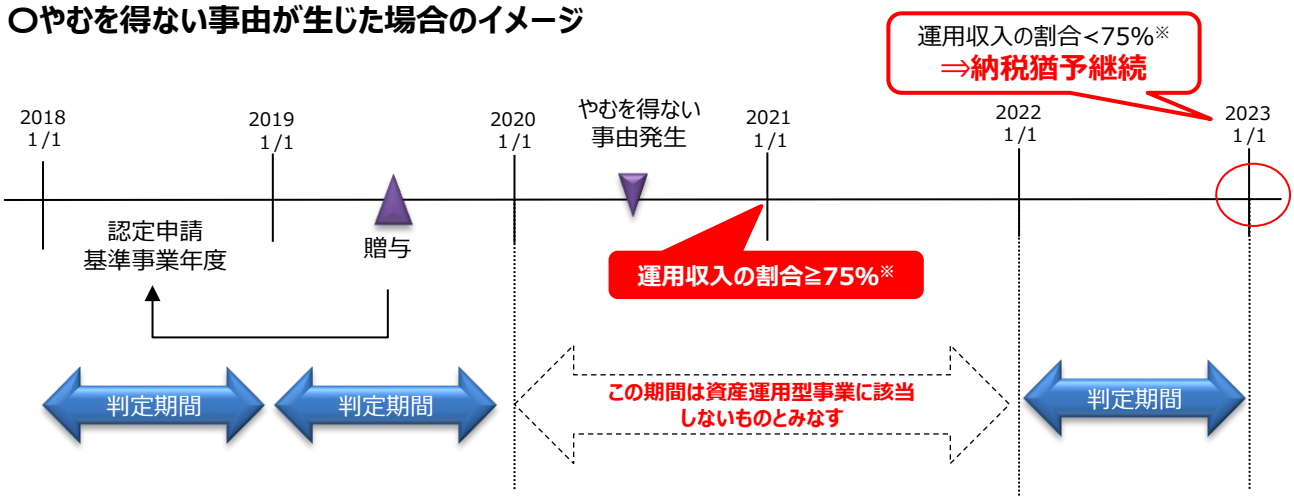

都道府県庁の担当窓口

都道府県名 郵便番号	部署名 住所	電話番号
北海道 〒060-8588	北海道経済部地域経済局中小企業課 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-206-0494
青森県 〒030-8570	経済産業部企業立地・創出課 創業・起業支援グループ 青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9374
岩手県 〒020-8570	商工労働観光部　経営支援課 岩手県盛岡市内丸10番1号	019-629-5544
宮城県 〒980-8570	経済商工観光部　中小企業支援室 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2742
秋田県 〒010-8572	産業労働部　産業政策課 秋田県秋田市山王3丁目1番1号	018-860-2215
山形県 〒990-8570	産業労働部　商業振興・経営支援課 山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-2359
福島県 〒960-8670	商工労働部　経営金融課 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7288
茨城県 〒310-8555	産業戦略部　中小企業課 茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-3560
栃木県 〒320-8501	産業労働観光部　経営支援課 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-3173
群馬県 〒371-8570	産業経済部　地域企業支援課　経営・事業承継支援係 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-3339
埼玉県 〒330-9301	産業労働部　産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3910
千葉県 〒260-8667	商工労働部　経営支援課 千葉県千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2712
東京都 〒163-8001	産業労働局　商工部　経営支援課　事業承継税制担当 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-4785
神奈川県 〒243-0435	産業労働局　中小企業部　中小企業支援課 （かながわ中小企業成長支援ステーション） 神奈川県横浜市中区日本大通１	045-285-0748
新潟県 〒950-8570	産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5235
富山県 〒930-8501	商工労働部　地域産業振興室　経営支援課 富山県富山市新総曲輪1番7号	076-444-3248
石川県 〒920-8580	商工労働部　経営支援課 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1522
山梨県 〒400-8501	産業政策部スタートアップ・経営支援課 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1541
長野県 〒380-8570	産業労働部　経営・創業支援課　創業・承継支援係 長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7194
岐阜県 〒500-8570	商工労働部　商業・金融課 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号	058-272-8389
静岡県 〒420-8601	経済産業部　商工業局　経営支援課 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2807
愛知県 〒460-8501	経済産業局　中小企業部　中小企業金融課 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6332
三重県 〒514-8570	雇用経済部　中小企業・サービス産業振興課 三重県津市広明町13番地	059-224-2447

都道府県庁の担当窓口

福井県	産業労働部経営改革課	0776-20-0367
〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	
滋賀県	商工観光労働部　中小企業支援課	077-528-3732
〒520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	
京都府	商工労働観光部中小企業総合支援課	075-414-4836
〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	
大阪府	商工労働部　中小企業支援室　経営支援課	06-6210-9490
〒559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	
兵庫県	産業労働部　地域経済課	078-362-3313
〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	
奈良県	産業部経営支援課経営力向上係	0742-27-8131
〒630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	
和歌山県	商工労働部商工労働政策局商工振興課	073-441-2740
〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	
鳥取県	商工労働部　企業支援課	0857-26-7453
〒680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220番地	
島根県	商工労働部　中小企業課	0852-22-5354
〒690-8501	島根県松江市殿町1番地	
岡山県	産業労働部　経営支援課	086-226-7353
〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号	
広島県	商工労働局 中小企業支援課	082-513-3355
〒730-8511	広島県広島市中区基町10番52号	
山口県	産業労働部　経営金融課	083-933-3180
〒753-8501	山口県山口市滝町1番1号	
徳島県	経済産業部経済産業政策課	088-621-2322
〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
香川県	商工労働部　経営支援課	087-832-3345
〒760-8570	香川県高松市番町四丁目1番10号	
愛媛県	経済労働部　産業支援局経営支援課	089-912-2480
〒790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番2号	
高知県	商工労働部　経営支援課	088-823-9697
〒780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	
福岡県	商工部　中小企業振興課	092-643-3425
〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	
佐賀県	産業労働部　産業政策課	0952-25-7585
〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	
長崎県	産業労働部　　経営支援課	095-895-2651
〒850-8570	長崎県長崎市尾上町３番１号	
熊本県	商工労働部　商工雇用創生局　商工振興金融課（製造業以外） 商工労働部　産業振興局　産業支援課（製造業）	096-333-2314 096-333-2319
〒862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	
大分県	商工観光労働部　経営創造･金融課	097-506-3226
〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	
宮崎県	商工観光労働部　商工政策課　経営金融支援室	0985-26-7097
〒880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
鹿児島県	商工労働水産部　中小企業支援課	099-286-2944
〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
沖縄県	商工労働部　中小企業支援課	098-866-2343
〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	

相談窓口等

○税理士
　税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。
→日本税理士会連合会TEL：03-5435-0931（代）https://www.nichizeiren.or.jp/

○事業承継・引継ぎ支援センター
　事業承継・引継ぎ支援センターは、事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。
また、後継者探しにお困りの中小企業の後継者探しのお手伝いを行っています。
→各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターの連絡先　https://shoukei.smrj.go.jp/

〇よろず支援拠点
　よろず支援拠点においては、在籍する専門家が事業承継等の相談対応を行うほか、専門性の高い事業承継計画の策定支援等に関しては、事業承継・引継ぎ支援センター等の的確な支援機関への紹介も行っている。
→よろず支援拠点一覧　https://yorozu.smrj.go.jp/base/

本マニュアルは、2025年4月時点において施行されている経営承継円滑化法・同政令・同施行規則を基に記載しております。

経済産業省　中小企業庁　事業環境部　財務課
〒100-8912　東京都千代田区霞が関1－3－1　TEL：03-3501-5803
【中小企業庁ホームページ】
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html
【個人版事業承継税制の前提となる認定について】
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm